

は、当分自由化は行なわないという立場で今日進んでおりますし、その反面、ただいまお話しになりましたような酪農関係に対する関税の問題に関しては関税率を引き上げる、三五%ないし四五%という格好で保護しようとしておりますし、さらに国内における関係におきましては、基本法が通過の晩におきまして、酪農、畜産等を奨励して参るについて、それぞれ必要な箇所、適地においては、土地の造成、牧野草地の改良等に関しては積極的に政府がこれを助成し、これに対する施策を講じていくことを考えております。

○千田正君 それでは第四章の方に入ってお尋ねいたします。第十六条、これは先般も農林大臣にお伺いしたものでありますが、「自立経営たる又はこれにならうとする家族農業経営等が細分化することを防止するため、遺産の相続にあつて従前の農業経営をなすべく共同相続人の一人が引き継いで担当することができるよう必要な施策を講ずるものとする。」この十六条は土地構成の上からいって、非常にこれは大きな問題としてわれわれとしては考えざるを得ないのでありますが、きのうの聴聞会などを聞きますと、「なるべく」というような言葉は取つてもらいたい、もうはつきりこうするのだというのをしてもらわぬという、なかなか土地という問題をめぐり、かつまた遺産相続等をめぐって、家庭的ないろいろな悲劇や紛争が絶えないおそれがある、それでむしろ「なるべく」というようななまぬるいことを考へないで、農業経営をやる、専業をやる者に対してはこうするのだという、

はつきりしたあれを打ち出してもらいたい、こういう声が強いのではありません。先般、農林大臣から私の尋ねたことに對してお答えをいただいたのでありますが、次の国会、あるいは近い将来において、相続その他に対する特例法を考へる用意もしておる、こういうふうに向つておりますが、この十六条に對してもう少しはつきりしたお答えを私はいただきたいと思ふ次第であります。

○政府委員(大澤融吉) 私も千田先生と御一緒にお話をして昨日伺つたわけでございますけれども、相続というまあ基本的な人権にもかかわる問題、そうしてただいまの均分相続の原則があるわけでございますから、やはりこの均分相続の原則と調和を保ちながら、農業経営そのものが分割されないで、なるべく一人の人に相続をされたいという考え方が基本の精神でございまして、従いまして、「なるべく」と申しましたのは、均分相続の原則に反するようなことを法律上強制するということのようなことは、なかなかとりこむというのであります。まあそういう意味で「なるべく」という言葉を使つております。実際問題として一人の人に相続されていく、受け継がれ、承継されていくというような方法をいろいろ考へて法案としてまた御審議を願うということを検討しております。

のを四五%に引き上げたのであります。

○千田正君 これで大体私は終わろうと思ひますが、二点お伺ひしたいと思ひます。第十七条に協業の問題があるのですが、この間私は東北地方へ行きましてたつたところが、十七条に關連した問題として農民の声としてしましては、どうもその二町五反以下の、あるいは一町歩以下の土地を所有している、五反歩、三反歩等を所有している兼業農家、あるいは国鉄の職員であつたり、役場の職員であつた者でも、どうしても放しゆる米びつなんだからこれは離したくない。ただ、こういうことを政府はやつてもらいたいというところは、果敢であるとか、あるいは国営であるとかいうような大きな土地改良によつての新しい開墾、そういう所へ、たとえば落着ぐるみの共同作業をやりたい、五十町歩、三十町歩を目標として果樹園を共同でやりたい、あるいは酪農を共同でやりたいんだ、むしろ三反、五反歩の土地そのものは放したくないんだ、やはり米びつとして自分らはとっておきたいんだ、そのかわり共同化とか協業化とかいうような問題は、そういうふうにして新しい土地が造成された方へいつて、われわれの共同生活をやりたいたんだ。まあいわば余力能力を持つて共同をやりたいたんだと、こういう声が非常に強かつたのであります。こういうような問題に對しては何か施策を考へておられますかどうか、その点についてお伺ひしたいと思います。

○政府委員(大澤融吉) お尋ねの点については、今までも時おりお話を申し上げているように、御指摘のような場合があると思ひます。そして從來から持つておるのはとっておきたい、そして自分で耕したい、そして新たに造成されておる所へ、たとえば酪農畜産の経営を一緒にやりたいという希望があるというところを私も聞いております。で、從來ときどき言つておるようには、そういうふうな場所に新しい草地、牧野というものを造成していく。たとえば国有地の払い下げ、あるいは使用権の設定というふうな場合、あるいは部落有のそういうふうな土地、こういうふうなものをばらばらに離さない方がむしろよくて、そこに共同で牧野、草地を持したり、あるいは共同で使用権の設定を認めておしてやらせるといふことは、場所によつて全国一律にはいきませんが、そういうことは認めていきたい、かように考えておるわけです。

○千田正君 最後に一点。私はこれでやめますが、第五章の農業行政機構の改革につきまして、これはきのうもいろいろ聴聞会等にもありましたが、農業団体そのものに對するいろいろな批判も出ておりました。それから農林省にしても、この農業基本法、いわゆる新しい憲法または憲章に値する、すべきところの農業基本法が、かりにこれが通過したならば、これに對して政府の行政機構というものはつきりと確立した方向を持つていかなかつたならば、法の目的は達成されないんじやないか。そこで、現段階としては私はきわめて貧しいんじやないかと思ひますが、構想としてはどういふ構想を持つておられるのか。行政機構の改革、確立というふうな問題に對して、農林大臣としてはどういふ構想を持つておられるか、この点について御返事いただきたいと思ひます。

○政府委員(大澤融吉) この農業基本法の制定に伴つて新しい方向に農政を打ち出してこれを農業者に対して指導、誘導していくという上におきましては、中央並びに地方を通じてこれが指導、あるいは技術指導、あるいは経営指導その他をやつていくについて、相当な統一ある方向で総合指導をやつていくことが必要だと思ひます。そういう意味におきましては、まず地方におきましては、各局がばらばらに指導するということでは困るのであつて、いつも申しますように、各局は、農業といふものを新しい方向に向かつてそれそれが長期見通しの上に立つて指導すべき事柄について総合計画の一環として分担していくというふうな形になるように、一つ地方の行政機構も考へてみたいというのが、一つの考え方でございます。同時にそのことは、地方において地方庁並びに市町村という末端が、これがどういふ形にそこへ普及改良指導員、あるいは技術指導員、あるいは機械の指導というふうな形を持つていったらいいのかということについて、同じような意味でこれが行政機構を考へなければいけない。またそれに關連して、中央の指令がほんとうに徹底して実行に移せるような形を持つていくにはどうしたらいいかというふうなこと。それが県庁でやつたらいいのか。あるいは農林省の、地方庁の一つの総合的な機関が必要なのかというふうなことについて検討をいたした上で改正を加えていきたいと思ひます。同時に、そのことは行政機構といふものだけでなく、行政機関の指導

ればならぬのにかかわらずこの農業の二重構造改善という大きな点については、全然他産業の二重構造改善といふことなく、ただけはぶつんと切り離して農業の内經からとして、農業の経営と土地所有とからとして、問題に重点を置いて構造改善といふものがなされているので、私としてはその点が非常にわからないので、その点について大臣から一つ明確に御答へを願ふ。

升を願いたいと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) お答えをいたしますが、御指摘の点は第四章の農業構造の改善等という章の中では、国民経済の中にあつての農業をどうするかということを書いてないじゃないかというお尋ねのように思ひますが、私はその点は第二条ではつきり書いておる。第二条の第一項各号に農業の構造の点に触れております。それを今度具体的に農業の構造というものを取り出して第四章に書いておるのでありますから、この二条と四章は一緒になつてごらんをいただきたいと思ひます。従つて農業の発展ということは、一面においては、農業の内部において、これが他の産業との間の生産性の格差というものを是正してよりよく整

展させる、そのこと自体が国民経済全体の上にいい寄与を与えるのであつて、農業が他の産業に比べておくられておるといふことは、結局自分も、農業もだめならば今後日本の国民経済、産業の発展にも非常に悪い影響を及ぼすといふことであります、同時にまた、農業の経営をよくするに對しては、特に第四章では家族農業経営を中心とし、それを近代化することを書き、そして第十七条におきましてはこ

れが共同経営と申しますか、そういう場合もあり得るし、また中間的に共同組織による共同によって生産性を高め、あるいは所得率を増すということ、またそのことが他産業との間に於ける均衡を得しむると同時に、国民経済の上に大きな寄与をなすゆえんであると、こういう考え方を持って進めておるわけでありませう。

○大河原一孝 何かしら、政府は都合のよいときには、国民経済全体の中から、あるいはまた今後の国民経済の発展に即応し、社会生活の発展に云々という言葉を使っておるのですが、私はいわゆる構造政策、構造改善といふものは、この基本法の使命としておるいわゆる農業の所得をふやして、増大せしめて、これによるいわゆる他産業との所得の均衡をはかるということ、が、何と云つても私は農業基本法の最大の目標だと考えておる。この目標遂行のためのいわば生産増大政策であるとか、価格流通政策といふものも一つの柱になっておると思うのですが、私の考えから申し上げますと、もちろんそれも柱でありましようが、何と云つても、私は構造政策としての構造改善といふものがこの目的遂行のための大きないわば手段である。所得均衡といふものがいわば目標、目的であるとするならば、構造改善はその手段であるといつても過言ではない、そういうふうなことを政府自身もそういうふうな解釈されておるのではないか、そういうふうな解釈に對して大臣の御意見はどうですか。

○国務大臣(周東英雄君) もちろん、お考えの点は私も否定いたしません。農業といふものの生産性を高めていって、そして生産の増大をはかる。それがためには構造改善をいたします。また農業技術の高度化あるいは機械化といふものもやっていくということがあります。生産を高めるゆえんであるのでありまして、そういう点からのお話ならば、ちつとも私も否定はいたしませんし、同じ考えを持っておるわけ

たま仲原さんの方からいわれる何と云うことか、構造改善の問題が出されて、一面からいへば、しかしいかに構造改善を考へられても、他産業の今後の状態を十分に考慮しなければならぬ。政府は零細農業は追いつくというやうなことを、いびり出すというやうなことは言っていないようだし、私もそういうふうにはとりたくないの

農業内部のものだけでなく、それは農業外部の問題も考へておられてこれは国民経済全体の中から考慮しなければならぬにもかかわらず、構造改善の問題については農業内部の問題としてい

出ていくのに、その出ていく場所が賃金が低くて困っているといふことでござい

○大河原一孝君 ところで、私はまたその話に返るようですけれども、政府は、いわばそういう日本の農業のいわゆる曲がりかどに對処するというところで、農業基本法を作られた。しかし、だからといって政府の立場からい

○大河原一孝君 ところで、私はまたその話に返るようですけれども、政府は、いわばそういう日本の農業のいわゆる曲がりかどに對処するというところで、農業基本法を作られた。しかし、だからといって政府の立場からい

の生活よりも幾らかましだといふやうなやうな考へ方であつて、やむにやまれずして、心よく他産業に流れるのではな

○国務大臣(周東英雄君) 第四章の各条だけをあらにしますと、そういうやうな

おの立場において農村発展のため

の柱になっておると思うのですが、私の考えから申し上げますと、もちろんそれも柱でありましようが、何と云つても、私は構造政策としての構造改善といふものがこの目的遂行のための大きないわば手段である。所得均衡といふものがいわば目標、目的であるとするならば、構造改善はその手段であるといつても過言ではない、そういうふうなことを政府自身もそういうふうな解釈されておるのではないか、そういうふうな解釈に對して大臣の御意見はどうですか。

○国務大臣(周東英雄君) もちろん、お考えの点は私も否定いたしません。農業といふものの生産性を高めていって、そして生産の増大をはかる。それがためには構造改善をいたします。また農業技術の高度化あるいは機械化といふものもやっていくというやうなことがあります。生産を高めるゆえんであるのでありまして、そういう点からのお話ならば、ちつとも私も否定はいたしませんし、同じ考えを持っておるわけ

の生活よりも幾らかましだといふやうなやうな考へ方であつて、やむにやまれずして、心よく他産業に流れるのではな

○国務大臣(周東英雄君) 第四章の各条だけをあらにしますと、そういうやうな

おの立場において農村発展のため

農村だけの力で解決のできない問題がある。他産業との関連において農業、農村がよりよくなるのだ、その方向へ持っていきたいというのが、私どもの考えでございます。

○大河原一孝 大臣の御答弁はわかるのですが、そこで一つこれは池田さんにもお伺いした方がよいと思うが、所得倍増を唱えていわゆる日本経済の高度成長ということを言っている場合に、その高度成長のためにいろいろな施策がとられると思うが、その高度成長によって、今後のたとえば七〇二であるとか、あるいは九〇といういわゆる高度成長の今後の進み方によって、やはり一番問題となっている今日の日本の経済における二重構造というものが、その高度成長の発展の中で解消できるものであるかどうかについて、私はよくわからない。しろうとでわからないが、大臣これを簡単にいいから一つお答え願います。

○国務大臣(周東英雄) これはさかき議論をしていると時間がありませうが、私はこう思います。これは私はたびたび言っている。農村だけで解決できない、というのはやはり他産業第二次、第三次産業というものがそぐだと思ふ。やはりその方の高度成長を促すということに促して農産物等の生産物がよりよく売られる、需要面、消費面が広がる、その方の発展があるところに生産物が需要が伸びる、ということとはやはり農村がよくなるわけですね。また反対に、農村がよくなるわけなければ、他産業から農村への売り込みもいいますか、消費物資等の関係が売れない、内地における消費水準が高まらない、こういうことであります。その

意味においては、今日、御承知のような形で世界の驚異的になっておりまゝです。今日までの日本の経済、産業の高度成長の部門の方への就業労働人口というものが、そこに要求されていくというところは、どうしたつてその方の産業部門をしかり発展させることであり、その方が発展することによって、産物需要というものがふえて参ります。高度成長をやつていくといふと、そこから農産物なり畜産品、酪農品といふものの需要がふえてくると思ふのであります。同時にまた、この生産は、第二次、第三次産業の方からは、肥料部門においても、農機具部門においても、あるいは衣料その他の日用必需品といふものが、やはり農村がよくなつていくことによつて私はよりよくなつていく。こういう意味においては、今日の場合においては、なるほど将来をいろいろ考えますと、問題は必ずしもそう樂觀的にすぐいふ場合があるかと思ひますが、少なくとも今日の日本の状態から見て、総理が、いわゆる十年間において日本の産業経済の発展が平均して七・二%伸びていく。

これが最近の二、三年の状況から見ると、少なくとも十年のうち最初の三年ぐらいは九%くらい伸びていくであらう。そのことは十年の平均で七・二%といふと、今後の場合においては、ある場合には六・二%くらいになるかもしれない、平均的に七・二%になるが、そのうちの最近三年間においては、これを平均九%だと見ても過剰ではなからう、こういうことで私も見ておりますし、またこれはぜひ農村をよりよくするために、他産業の高度成長をさせなければいけませんし、それに一つの政策を集中的に考へるということも、同時に農村の対策にもなり、またそれに即応して農村が負けないようにならうに即して政策を立てていくところに、両々相待つて日本の国民生活全体が進展し、農業、農村が進展していくものと、かように考えております。

○大河原一孝 大臣の答弁非常に具体的でいいのですけれども、大臣が時間がないといふのですから、わかりやすく簡単に御答弁いただきたいと思ひます。大臣、時間がないのですか。それじゃ一つその問題については、私はさらに、別な考え方を持っておるのですが、この問題だけで時間を取ることはいけなかつたと思ひますから、構造改善の中身に入つて御質問申し上げたいと思ひますが、構造改善の中身といたしまして、いわば二つの柱を立てて、一面には家族経営による、家族中心による自立経営農業をできるだけ促進せしめていくのだということ、それから法案の内容の中には、自立経営がなりがたいものがあるということはどうしてないが、いま一つの柱として、これは協業組織、協業経営ということを出しておるわけです。この二つの構造改善の柱が出ておるのですが、私はなぜ日本農業を二つの分断した形の中で、協業組織と家族経営の自立経営を立

ていくのだ、この二つのものに分断した意味がわからないのです。この点一つ大臣からお答え願ひたい。

○国務大臣(周東英雄) なぜ二つに分けたかというお尋ねですが、これを二つに分けたということよりも、むしろ私どもは日本の農村、農業者の考え方、気持といふものを考えながら、また外国における農業経営の実態というよりなものを考えながら、やはり原則は農業者が自立するよりな形に育成して、そうして家族経営でいくことの行き方、経営形態が私はよいのだ、こういうふうな考え方をいふのです。これは農村にも実体的に合うのじゃないか、こう考えてみたわけです。その次に、しかしそれだからといって、これは皆さみんな御承知の通り、一足飛びに土地を難でしよ。しかもまた、そのことは必ずしも土地面積をよけい持ったから収入が増加するといふことと、また土地面積がよけいなくとも、また土地面積がよけいなくとも、自立し得るような経営形態の経営構造の改善といふことでよほど進め得るといふこともありますが、いずれにいたしましても、どっちの形をとるにしても、家族経営の自主経営といふものが、全部一度にいくことはできない面もあり得る。また、自立経営し得る家族経営ができたとしても、それがより所得を上げるために、作業の一部を共同してやるということも起こり得るであらう。しかし根本において、原則的には家族経営をいたしますが、その際において、共同組織による共同、つまり土地、機械といふよりな農業資産といふものの所有権を第三者、法人に移して、そうして自分らは形式的にはその法人の労働者の形になって経営するいわゆる共同経営という形にまで徹底的に進むといふことについては、よほど農業者自らの希望に沿つてやる必要があるであらう。気持としては自作農、自立農

る私どもは日本の農村、農業者の考え方、気持といふものを考えながら、また外国における農業経営の実態というよりなものを考えながら、やはり原則は農業者が自立するよりな形に育成して、そうして家族経営でいくことの行き方、経営形態が私はよいのだ、こういうふうな考え方をいふのです。これは農村にも実体的に合うのじゃないか、こう考えてみたわけです。その次に、しかしそれだからといって、これは皆さみんな御承知の通り、一足飛びに土地を難でしよ。しかもまた、そのことは必ずしも土地面積をよけい持ったから収入が増加するといふことと、また土地面積がよけいなくとも、また土地面積がよけいなくとも、自立し得るような経営形態の経営構造の改善といふことでよほど進め得るといふこともありますが、いずれにいたしましても、どっちの形をとるにしても、家族経営の自主経営といふものが、全部一度にいくことはできない面もあり得る。また、自立経営し得る家族経営ができたとしても、それがより所得を上げるために、作業の一部を共同してやるということも起こり得るであらう。しかし根本において、原則的には家族経営をいたしますが、その際において、共同組織による共同、つまり土地、機械といふよりな農業資産といふものの所有権を第三者、法人に移して、そうして自分らは形式的にはその法人の労働者の形になって経営するいわゆる共同経営という形にまで徹底的に進むといふことについては、よほど農業者自らの希望に沿つてやる必要があるであらう。気持としては自作農、自立農

る私どもは日本の農村、農業者の考え方、気持といふものを考えながら、また外国における農業経営の実態というよりなものを考えながら、やはり原則は農業者が自立するよりな形に育成して、そうして家族経営でいくことの行き方、経営形態が私はよいのだ、こういうふうな考え方をいふのです。これは農村にも実体的に合うのじゃないか、こう考えてみたわけです。その次に、しかしそれだからといって、これは皆さみんな御承知の通り、一足飛びに土地を難でしよ。しかもまた、そのことは必ずしも土地面積をよけい持ったから収入が増加するといふことと、また土地面積がよけいなくとも、また土地面積がよけいなくとも、自立し得るような経営形態の経営構造の改善といふことでよほど進め得るといふこともありますが、いずれにいたしましても、どっちの形をとるにしても、家族経営の自主経営といふものが、全部一度にいくことはできない面もあり得る。また、自立経営し得る家族経営ができたとしても、それがより所得を上げるために、作業の一部を共同してやるということも起こり得るであらう。しかし根本において、原則的には家族経営をいたしますが、その際において、共同組織による共同、つまり土地、機械といふよりな農業資産といふものの所有権を第三者、法人に移して、そうして自分らは形式的にはその法人の労働者の形になって経営するいわゆる共同経営という形にまで徹底的に進むといふことについては、よほど農業者自らの希望に沿つてやる必要があるであらう。気持としては自作農、自立農

家、家族経営といふものを原則としていきつつ、できるだけ農業だけでやるよりな形を進めていく。しかしこれらが、希望して、今申しましたように経営まで共同によつてやつていく、こういうよりなことが希望ならば、その希望に沿つてやつていくといふことを考えて、こういうふうに分けたわけですが、しかし、誤解のないように申し上げますが、よくこれが、中間的に従来からやつておる共同組織による共同で、すなわち、つまり従来から、農業者が家族経営をやつていますが、あるいは機械の共同所有によつて、耕すことを共同にしたり、あるいは加工施設を農協の共同施設でもつてそこで生産物の共同加工をしていくといふような共同です。これはほとんど進めていくつもりです。それに対して、今度も農業近代化資金助成法案等によりまして金が出ますし、また農業金融公庫を通じて財政資金も貸し付けるといふようなことも考えておるといふようなことはやつておりますが、どうもそれを徹底した共同経営といふものとこつちやにすると、何もかも政府案が否定しておるやうに言われまゝ、それはさかきいませんで、私もはあくまで農家の意思にまかして、やりたいという部門は、繰り返して申しますが、土地あるいは機械、家畜といふよりなものの所有権を全部離して、あるいは使用権を離して法人に渡して、自分らは形式的に法人の労働者になってやるという徹底した共同経営といふものは、農業者の気持に従つて助長していきたいといふことで、原則と例外といふはあつかいですが、そういうふうに分けておるわけです。

家、家族経営といふものを原則としていきつつ、できるだけ農業だけでやるよりな形を進めていく。しかしこれらが、希望して、今申しましたように経営まで共同によつてやつていく、こういうよりなことが希望ならば、その希望に沿つてやつていくといふことを考えて、こういうふうに分けたわけですが、しかし、誤解のないように申し上げますが、よくこれが、中間的に従来からやつておる共同組織による共同で、すなわち、つまり従来から、農業者が家族経営をやつていますが、あるいは機械の共同所有によつて、耕すことを共同にしたり、あるいは加工施設を農協の共同施設でもつてそこで生産物の共同加工をしていくといふような共同です。これはほとんど進めていくつもりです。それに対して、今度も農業近代化資金助成法案等によりまして金が出ますし、また農業金融公庫を通じて財政資金も貸し付けるといふようなことも考えておるといふようなことはやつておりますが、どうもそれを徹底した共同経営といふものとこつちやにすると、何もかも政府案が否定しておるやうに言われまゝ、それはさかきいませんで、私もはあくまで農家の意思にまかして、やりたいという部門は、繰り返して申しますが、土地あるいは機械、家畜といふよりなものの所有権を全部離して、あるいは使用権を離して法人に渡して、自分らは形式的に法人の労働者になってやるという徹底した共同経営といふものは、農業者の気持に従つて助長していきたいといふことで、原則と例外といふはあつかいですが、そういうふうに分けておるわけです。

家、家族経営といふものを原則としていきつつ、できるだけ農業だけでやるよりな形を進めていく。しかしこれらが、希望して、今申しましたように経営まで共同によつてやつていく、こういうよりなことが希望ならば、その希望に沿つてやつていくといふことを考えて、こういうふうに分けたわけですが、しかし、誤解のないように申し上げますが、よくこれが、中間的に従来からやつておる共同組織による共同で、すなわち、つまり従来から、農業者が家族経営をやつていますが、あるいは機械の共同所有によつて、耕すことを共同にしたり、あるいは加工施設を農協の共同施設でもつてそこで生産物の共同加工をしていくといふような共同です。これはほとんど進めていくつもりです。それに対して、今度も農業近代化資金助成法案等によりまして金が出ますし、また農業金融公庫を通じて財政資金も貸し付けるといふようなことも考えておるといふようなことはやつておりますが、どうもそれを徹底した共同経営といふものとこつちやにすると、何もかも政府案が否定しておるやうに言われまゝ、それはさかきいませんで、私もはあくまで農家の意思にまかして、やりたいという部門は、繰り返して申しますが、土地あるいは機械、家畜といふよりなものの所有権を全部離して、あるいは使用権を離して法人に渡して、自分らは形式的に法人の労働者になってやるという徹底した共同経営といふものは、農業者の気持に従つて助長していきたいといふことで、原則と例外といふはあつかいですが、そういうふうに分けておるわけです。

○大河原 一 次 君 じゃ 最後 に 二、三 分、恐縮ですけれども簡単に聞きますが、そこで確かに僕は、聴聞会を開いておつて、内容が十分わかりませんに一日も早く農業基本法を通してもらいたいという、それだけ私は農業の今日当面しておる曲がりかどに対処したいという、このままでは困るからという気持があるから、農業基本法の内容を十分わからないでも、農業基本法を早く通せ、早く通してもらいたいという意向はあると思うのですが、ただ問題 は、そういうことになって期待をかかへる人が相当多いようですが、われわれは相当慎重を期さなければならぬと

いるのですが、これ一つだけ聞かして
もらいたい。

○国務大臣(周東英雄君) この間から
もお話しておるように、所得均衡とい
うことはうちに隠れております。他産
業との所得均衡せしめるということを
主張しているのであります。所得とい
うことに關しては、もちろん生活の均
衡についての重要な要素でありますけ
れども、私どもは生活を均衡せしめる
ということは所得だけではいかぬもの
がたぐさんある、こう思つておる。所
得以外の農村の環境の改善なんという
ことなんかはたぐさんありまして、そ
れとあわせていこうと考えております
ので、所得即均衡、生活の均衡というこ
とははならぬということをまず申し上げ
ておきたいと思ひます。それから私
どもはいろいろとお話ございますが、
あくまでも農村、農業における生産性
を高めつつ所得を増大するわけであり
ます。所得と生産を増大していく、そ
の結果所得はふえていく、こういうこ
とに考えておりますので、その間にお
きまして今のお話のように生産性の向
上については、他産業に移動する農業
就労人口というものをこれを私は現実
の問題として率直に認めていかなけれ
ばならぬのでありまして、今日におけ
る状況は、むしろ私は日本の産業全体
において、あるいは農業の内部的な改
善において非常によい現象であると思
ひます。その現象を認めつつ、移
動する人に対してはよりよきところを
得て職場を得るように、先ほど申しま
したように技術訓練なり、職業訓練あ
るいは職業紹介というものをしつづ
移動した場合における所得をよりよい
ものにする努力と並行して、私は農村

内部のことを考えるべきであつて、すべて総合的にものを考えていけば、私はある程度よくなるのではないかとこゝういふふうに考えております。

○大河原 次君 一つ大澤さんに。今の大臣の御答弁があつたのですが、私は大臣の御答弁でよくわからないことがあるのですが、当初農林当局としてはこの構造改善といふゆるこの所得均衡という問題を相当強く取り上げられたやうであるし、基本問題調査会の中でも取り上げられたやうですが、その当時農林当局としてのいふゆるこの二つの問題、所得均衡とその他の構造改善という問題が取り上げられたときに、私の記憶、何か見たのですが、そのときに農林省としては構造改善をやりながら、構造改善を積極的か徐々かわかりませんが、構造改善を行ないつつ所得の増大をはかつていくのだ、こゝういふような見解が当初述べられておつたと思うのですが、大澤さんおわかりでしたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員（大澤 融君） その前に構造改善と申しますことは、知つていただいておると思ふのでありますけれども、第二条の三号に書いてありますように「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化」。こゝういふようなことをするのが農業構造の改善こゝういふ意味であります。そのうち農業構造の改善の一つの柱として先ほどおっしゃつた自立経営の育成ということがあり、もう一つの柱として協業の助長ということがあるわけでございますが、いずれのことによりまして農家の生産性、農業の生

産性を上げ、農業従事者の生活もよくしようということでございます。従いまして、自立経営ということの、十五条、ここに定義が書いてございますが、こういふことで他産業従事者と均衡する生活を農業従事者が営めるようにする、農業だけでそういう生活ができるというようなものを自立経営こういってここへ到達しようということに到達目標として考えておるわけでございますから、またその自立経営になり得ないもの、これはあるいは自立経営であつてもさらに所得も上げ、生産性も上げるという場合には協業組織あるいはさらに進んで先ほどお話が出た、協業経営、こういうものにまで発展するという道も開いてあるわけでして、そういうことをあれこれしている農業改善ということば、究極のねらいは、第一条でねらつておりますようなふうに、農業なり農業従事者を持つていくということのために、そういうことをするために農業を担当するものについてのことを書いてあるわけでございますので、先生おっしゃる通りに農業構造の改善ということのねらいは生産性も上げ、あるいは所得あるいは生活の均衡もねらうのだということでもあるのだということが言えると思ひます。

○大河原 一次君 私、言葉足りなかつた点があるかもしれないけれども、私ほんとうにお聞きしたいと思つたのは、さつき大臣の答弁でよくわからぬので、たまたま農林当局から出された何か書いたものを見たのですが、いわば構造改善が先なんです。構造改善をはかりながら所得の増大をはかつていく、そういう見解が述べられておる

のですが、それを簡明に一つお聞かせ
願いたいということを言つたわけ
です。

○政府委員(大澤融吉) その通りだと思ひのです。第一条で先ほどもお話がございましたように「国民経済の成長発展及び社会生活の進歩向上に即応し、」ということとは、国民経済の発展に、他産業がどんどん伸びていくのに、それにおくれをとらないように、またそれという他産業を含めて国民経済が発展するということが、農業のこういうことができるモメントでもある。そしてまた、そういうふうにすることが農業が国民経済、社会生活に寄与するゆえんでもあるということ、こういうことが行なわれると思ひののです。ですから、そういう基礎の上に農業構造改善をして第一条の目的を果たすようにしていくのだ、こういう意味で構造改善をすることによって、第一条の目的が達成せられるというふうに御理解願つていいと思ひます。

○大河原 一次君　そこで先ほども大臣に御質問申し上げたのですが、今のようないわゆる他産業における、まあ池田さんや大臣は、現状のような高度成長が進めば、他産業における受け入れ条件というものもよくなってくるだろうという一応の期待をかけられておるようですが、先ほども言つたように、確かに人口は減ってくるけれども、農家戸数は減つてこないというこの現実の姿は、やはり今日の二重構造なり、この二重構造の底辺になつております特に中小企業あるいは零細企業、こういうところにやむなくして人口が行っているんだという、そういう現実の姿を考えたときに、積極的に政府が

考えられているような離村はできないのではないかと、拳家離村というものはできないのではないかと、というふうに考えているのですが、その場合に、あなたの今のようない見解だと、構造改善を行ないつつ、そのことによって所得の増大をはかっていくんだ、やがては所得の均衡ということはあるのだ、ということですが、今のようない状態で、す、今政府の考えておられるようないいわゆる構造改善というものが思わしく発展しないのではないかと。構造改善が進まないということになると、一方から言うならば、所得の増大ということもなかなか望めないのではないかと。そういうことを私は考えたから、いわゆるこの構造改善政策と所得の均衡というものをどういうふうに調整していくかということを先ほどお聞きしたわけなんです。それに対するもう一ぺん御見解を伺いたい。

○政府委員(大澤融吉) 今一つの問題として御指摘いただいた労働力の移動の問題、これも確かに経済成長の過程で出てきた、またこういう農業構造の改善をやり得る契機の一つだと思えます。そこで、そういうことができないならば、こういうこともできないのじゃないかというお話だと思います。先ほどもお話ございましたように、農業から出る労働力というのは、低賃金の二重構造の底辺に出てくるのだ、一たび不況になったら戻るような、そういうものであって、そういうことじゃ、こういう農業構造の改善もできないんじゃないかというお話だと思いますけれども、先ほど大臣からもお話ございましたが、倍增計画というような考え方でも、ああいった成長発展の中

でいわゆる経済の二重構造というよう
なもの、を解消していこうという考え
があるわけでございますし、また現実
の問題といたしましても、農業から出
ていく労働力の就職先というものが、
必ずしも底辺ばかりでなく、たとえば
製造工業の中の金属工業というよう
な部門への流出というものが、徐々
に割合としてはふえていく。あるい
はまた、新職者の初任給というよう
なもの、はかの給料の上がりよりは
よけい上がつているというよう
なこともある。あるいはまた、小規模
産業の賃金というものは格差はござ
いますけれども、徐々にその格差とい
うものは少ずつ詰めていくという
ようなこと、いわゆる二重構造、二重
賃金というように

うな問題についても、解消の方向に向かつては、私どももそういふことも解消するといふような努力をしながら、資源全般についての流動を、いろいろな意味で円滑化していくという施策とも相待って、こういう農業構造の改善をしていく、こういうことではなれないと思っております。

○大河原 次君　今の高度成長の中で徐々に二重構造が解消されるという御意見、それは一応政府の方々の御意見であります、私は私なりの立場から考えまして、今のような高度成長という、その高度成長のための今のようないわゆる工業投資が重点であるという立場からは、むしろ二重構造といふものは解消されないで、二重構造のひずみというものはますます深まってくるのではないかという見解も持てるわけですね。ですから、むしろ高度成長といふものと二重構造の解消といふものは、

いわに二律背反のものではないか、そういう見解も出るわけですが、その点ではしばらくおきまして、そこで話を變更まして、いま一つ伺ひたいのですが、農地信託の問題ですね。農業協同組合にいわゆる離農者の農地が信託されるといふのですが、その場合、信託された農地の処置というものがどのようにならざるかということ。これは私は不勉強の点で、まだ十分でない点もあるのですが、一応政府の方でも積極的に家族経営を盛り立てていくんだといふことですが、同時にまた、家族経営でやれる農家の方々も、必要によつて協業の中でやらせるといふのですが、協業はもちろん農地取得ができるわけですね。

○政府委員(大澤融君) 協業組織、つまり法人が農地を取得できるかという問題ですが、この基本法の第十七条に書いてございますが、この思想を受けて、ただいま別に農地法の改正と農協同組合法の改正を願っておるわけでございまして、農業協同組合法の改正で、農業生産法人という新しい制度を作り、また現在あります有限会社あるいは合資会社、合名会社というようなものについても、一定の制限のもとに土地の取得ができるということで農地法の改正もやっておるわけでございます。そういうことで、そういう法律が成立いたしましたならば、第十八条の信託の制度、これもただいま御審議願っている農業協同組合法の改正の中で規定をしておるわけでございますが、ある人が農村を離れて都会で仕事をしたいという場合には、農地の信託事業をやる協同組合に信託をいたしましたで、それで売り渡しをしてしまふか、

あるいは貸付にするか、どちらかの信託をするわけです。そうした場合に、農協はそれを受けまして、あとへ残った人の構造改善に資するような形で売り渡しなり貸付をする、こういうこととございますから、個人経営という場合もございましょうし、あるいは共同経営という場合もあると思います。

○大河原一次君　そこなんです、僕が聞きたいところは。いわゆる信託された農地の取得というものは、政府では積極的に家族経営を盛り上げていきたいというのですから、できるなら、そういう信託された農地というものは家族経営の方に持っていきたい、それが同時に政府の見解だと思ふのですが、同時にまた、もちろん協業の方では、絶対耕地面積は少ないし、今後協業組織あるいは協業経営においてやる場合には、現状では農地が不足しておるのですね。その場合に、一定の土地、一定の部落において、何戸かの家族離村によつてこれだけの土地が信託されているのだから、ぜひそれは協業の方でもらいたたいという協業の立場と、それから一つ自分は二町五反以上の、あるいは十町以上の家族経営の農業をぜひし遂げていきたいのだから、信託された農地をおれの方によこしてくれないか、それは売り渡す場合と貸し付ける場合があると思うのですが、いずれにいたしましても、そのようないわゆる信託された農地に対して、片や家族経営の方々がよこしてくれ、片や協業の方へこれをよこしてくれといった場合のそういう処置は、どのような処置をつけるかという、具体的にそのことをお聞きしたい。

○政府委員(大澤融君)　どちらでなければ

○政府委員（大澤融君） どちらでなけ

ればならぬということはないと思うのであります。普通の場合には、どちらでなければならぬということはないと思ひますけれども、それは信託を受けた農協の判断で、構造改善にこの方が最もより資するではないかということになると思ひます。

○大河原一孝 其の場合、信託していった、離農された方の意見で、おれの残した農地はぜひ協業の方に一つやらしてもらいたいという本人の意思等があった場合には、協同組合等ではどういふ、それはもちろん厄介だと思ひますが。

○政府委員(大澤融君) 協同組合が広い立場で判断をして、最も構造改善に資するようにという措置がとれるために、特定な人に渡してこれというような条件づきの信託というものは禁止をしております。

○大河原一孝 そうですか。わかりました。そこで兼業の問題ですが、今日第一種兼業と第二種兼業とありまして、むしろ中農よりもっとすばらしい所得を取って、このままの姿でいいのだという、そういう兼業の姿もあるのですが、しかし私は、日本全体の今後の農業を考え、あるいは今後の国際的な競争というものを考えたときに、個々の立場から言うならば、経営、いわゆる生活が安定していくという兼業があろうと思ひますが、しかし全体の農業の姿から見ると、個々の兼業農家はやれたとしても、日本の全体の農業の立場からいうならば、これは好ましいことではないと思ひますが、しかしその場合に、兼業農家が積極的

ろによつて積極的に協業の中に入つていかなければならぬというふうに行政指導も、あるいは今後出るかもしれないが、しかし、おれはそういう協業の中に入つていけな、しかしだからといって今後一本立ちの家族農業にならぬでもないのだ、現状の姿でもいいのだという場合には、それはそのままで兼業農家として放置しておくという考え方ですか。

○政府委員(大澤融君) 兼業農家、ことに第二種兼業農家というよりなものだと思ひますけれども、こうしたものがおつしやるように農業という立場からは、生産を上げたり、りつばな農業をするというこにかなかなりにくいという意味で、好ましくないというこはおつしやる通りだと思ひます。しかし、それはむしろ逆に社会的な観点から見れば、そういう形でありながら生活よい生活ができるという意味では、むしろ好ましいというこも言へると思ひますが、ただ私ども今おつしたように、それだからこそ農業の立場から、そういうものはみな土地を出して協業にいつてしまふとか、あるいはもう農業をやめてしまふというよりなことはとれないと思ひます。しかし、長い目で見た問題といたしましては、ただいまでも五反以下というよりなところに第二種兼業農家が多いわけでございますが、五反以下の農家が二百萬戸前後あつたと思ひますが、それが耕している農地というものは、全体の六百萬町歩の農地のうちのわずかに一割程度、そういうものが兼業農家の手で農業をされているというこは、實際問題としては、農業の中の問題としては長い目で見ればそれ大きな問題

にならないのじゃないかと思ひます。

○大河原一孝 時間も過ぎていようでありますから、いま一つだけ聞きたいと思ひます。所得倍増計画の中にいて農業の問題の中に、いわゆる経過的非自立経営農業、これが出ておりますね。これは今後どういふふうな、たとえば十年なら十年後にいふ経過的非自立農業というものを、どういふふうな形作つていくのですか、それを一つ伺ひたい。

○政府委員(大澤融君) 倍増計画で言つております経過的非自立経営農業は、これは一部は自立経営になるだらうし、一部は非自立経営になるだらうという考え方と思ひますが、これはただいまでもたとへば面積で申しますならば、五反から一町という程度の農家は、この前の三十年のセンサスと三十五年の農業センサスと比べてみると、そのうちのあるものは自立農家になり、あるものは経営規模を拡大したとして一町五反とかあるいは二町というよりな大きな規模のものになり、あるものは面積を放して五反以下の第二種兼業農家になつていようという、いわば面積に分かれるというよりな形をとつていふと思ひます。ありますが、こうした傾向は今後も続くとと思ひます。ただいまでも今申し上げた五反から一町という程度のところが、むしろ農家の生活としても谷間にあつていふわけですね。かえつて兼業農家が少なくなり、そのために農地を手放して、寡少の農地で農業を続けようというこで、放したものが、あと今度は自立経営になろうという人の手に渡つて、そして右と左へ分かれて、いわ

ば自立経営農業と、ほかの兼業と相兼てやるというよりなものと分かれていくというこにならうと思ひます。そういうこをまた倍増計画でも言つていふのじゃないか、こう思ひます。

○大河原一孝 午後は大臣出られますか。私は時間をやめますから、これで質問を打ち切つて午後から申し上げます。

○委員長(藤野繁雄君) 午前はこの程度として、午後は一時から再開いたします。

○委員長(藤野繁雄君) 午前はこの程度として、午後は一時から再開いたします。

○委員長(藤野繁雄君) 午前はこの程度として、午後は一時から再開いたします。

午後一時三十二分開会
午後零時十五分休憩
午後一時三十二分開会
○委員長(藤野繁雄君) 委員会を再開いたします。
午前中に引き続き、農業基本法案(閣法第四号、衆議院送付)、農業基本法案(参議院第一号)、農業基本法案(衆議院第二号、予備審査)、以上三案を一括議題として質疑を行ないます。
御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○大河原一孝 午前中に引き続きまして、簡単な問題を御質問申し上げたいと思ひますが、これは所得倍増計画に乗せられた十年後の日本の農業の問題についてですけれども、これは小さい問題ですから、大臣でなくてもいいと思ひますが、今後十年後において家族経営による自立経営農業の所得費において六十萬から七十萬というこがとられておるのですが、もちろんこれは一応のめどでしかありませんが、この場合、先ほど協業の問題について大澤さんにお聞きしたかったのであり

ますが、時間が一ぱいになりましたから避けましたのですが、この場合に、協業に参加されておる個々の農家の収入、これはどの程度考えられておるか、これだけ簡単に聞きしたいと思ひます。

○政府委員(大澤融君) 所得倍増では、平均二町五反ぐらいの農家が十年後に粗収入百万円ぐらい上げるであらうというよりなことをいつておりますが、協業については特に粗収入がどのくらいになるかというよりなことの推定はしてありません。

○大河原一孝 推定して知らないというこは、どういふことかわかりませんが、しかし一応このような構造改革によつて所得を増大せしめていこうというこですから、いわゆる多角経営による自立経営だけは、そのよりなめどが立てられて、百万を取らしてやろう、そういうよりな考えのときに、当然私は、やはり一翼をになつていふ、協業に参加している個々の農家について一応のめどは出されるべきだと思ひます。出すべきだと思ひます。どういふわけがこの協業の場合には考えられていなかったのですか。だから僕たちは、何か日本の農業を二つに分断せしめて、一方では富農を作り、一方では貧農に突き落とすといふよりなこになるのではないかといふことを、これはイデオロギーの問題ではなくて、實際の面に想定されたから、そういう意味で今お聞きしたのですが、この場合に協業に参加した農家の収入の面が、全然考えられておらないというこはおかしいのではない

か。
○政府委員(大澤融君) 協業の場合

○大河原一孝君　そういう心配と、いま一つの考え方が心配になるのです。これは私は今年の正月でした。前の農林次官の渡部伍良さんの年頭のあいさつがなかなか出ておったのです。それは、こういうことなんです。農作物に対して国が慎重な態度をとって、貿易自由化にさらすというところは簡単にはやらないが、しかし、一面には農業機械といいますが、農機具といったものが安く国内に入ってくるのだ。一面にはそうすれば安い農機具を輸入することによって安上がり農作物を期待できるのではないかと、生産性も高まるのではないかと、こういうことが考えられる。だからといって、安いものが入るからといって、農機具ばかりを輸入されるわけにいかないのだ。当然それに付随して農作物の輸入ということも当然考えられてくるのだというところが発表されておったのを私は見たことがあって、こういう方面から心配されて、そういう大臣が考えられておるような、生産事情が許される事態までということを言っておられぬのではないかと、農機具が農作物の輸入ということも当然早急に行なわれるのではないかと、そういう事情の中からお出でくるのですが、そういう面に対する何か対策といいますが、考え方がありましたらお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君)　それはお話しのことととも、この貿易自由化が世界的の大勢になっておることは事実です。また、そのことが日本の不利だけでなく有利な面もあることは御指摘の通りだと思ひます。しかし、ただいま申しましたように各国とも貿易自由化をやっているが、その国の事情に基づいてその国の農産物保護というところはやっておる実情であり、そういう点については、日本の特別事情をよく説明し、了解させて承認を求めるともできる。私も思ふのです。現状において外貨保有高の現状からして、もう日本はあまり輸入制限をやめる必要はないじゃないかという要求があるに對して、やはり先ほども申しましたような酪農製品のごときも、これはまだ自由化されておきませんし、まだこれは当分続けていくつもりです。それから、そういう事情を考慮し、見合せておいて、これはあくまで限りの努力をして農業者に不利を与えないようにし、また先ほど申しましたように輸入制限措置のほかに、関税を引き上げるといふようなことで農業者の保護を考えると、いろいろの手は私はガットを通じて打てると思ひます。

○森八三三君　昨日長野県へ参りました。十人の直接生産に携わっていらつしやる諸君からいろいろ意見を聞きまして、そのときに、大体十人の諸君が共通的に希望されたお話は、価格問題と教育問題という二つに私はあつたと思ひます。そこで、価格問題につきましまして、今まで私もお尋ねいたしましたが、他の委員からも繰り返したこのことについては質疑がございました。昨日リンゴ生産をやつていらつしやいます。昨年の方から具体的に例を出して、非常に心配をしておるんだというお話もございました。それは、昭和二十九年に単位当たりのリンゴの平均価格が五十五円であつた、ところが昭和三十三年には同程度のものが四十一円に値下がりをしておる。で、この間に生産の量としては、三〇％ぐらいいまの成長部門とて、ところが、ただいまの成長部門とて、果樹が指向されておるということから、昭和四十二年には大体二十九年対であり、二九・九〇％、約三倍に伸びるということが予測せられると、こうなります。昭和二十九年—昭和三十三年の間に現れた現象が、こういうことである。とすれば、四十二年の結果は非常に心配でたまたま。こういうことに對して、基本法は一体どういふふうに始末をしてくれるであらう、こういう点にあらうと思ひます。そこで、結論的には私も申し上げました。生産費を補償し、所得均衡の觀念に立つ価格形成といふものが約束されなければ、ただ単に成長部門だとか、選択的拡大とかといふことだけで、その方向に全力を傾注するわけにはいかないと、この心配を、非常に多くの人々が持つておることはつきりした。これ、一体どういふように考えたいのか。そこで問題は、長期見通しに立つ需要の關係から、生産の調節をするといふことに発展すると思ひます。あるいは生産費を低減するような諸施策が講ぜられまして、価格は低下しても、所得としては影響はないんだというように考へていくのもあらうかと思ひます。が、不特定多数のこの農家の生産の上で、そういうことは口では言いますが、實際問題としては非常にこれはむずかしいと思ひます。で、この不安を何らか解消してやるといふことが、当面としては本法成立のために非常に重要なポイントになりはせんかと思ひます。これが一点です。

それからもう一つは、教育の問題についてこれは非常に議論されました。それは最近の長野県における情勢から申しますと、もうほとんど青少年で農業に残る人がなくなつてつた。この状況をずっと取り進めていくとしたしますれば、長野県における将来の農業生産といふものは、非常に労働力も老化いたします。質の悪い労働力になるということ、おそろべき不安が現われるであらうと思ひます。そのためには、何とかして農材をとおめておくといふことが非常に大切なんだ。その基本法にも、そういうことについて「施策を講ずる」と言つておるが、ほんとうに魅力を持つて農村にとどまる人材を養成するといふ点について、一体何を考へてくれるであらうかといふ問題を盛んに指摘されておりましたが、この二点についてまず一つ大臣の御所見を伺いたいと思ひます。非常にむずかしい問題ですから、その簡単に手のひらを返すように、こうやるという答えは出ないと思ひます。出ないと思ひます。一番この問題が十人の諸君共通に心配し希望されておった点ですから、どんなことを考へておるかお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(周東英雄君)　まず、第一のお尋ねにお答えいたしますが、なるほど従来は需要という面を考へずに生産が進められておった面が多分にあります。私はよく言うのでありますが、蚕糸対策あたりで、どうも売れなくなつた、大いに桑園を整理するといふような行き方、これはやむを得ずつた処置かもしれないが、同時にものと蚕糸の需要増加の方面に對して手を入れる必要があらうし、またその需要増加に沿うて生産を進めるといふことが一つの行き方である。ともすると、従来は、景気がいいからふやせふやせといふことでふえたものが、また影響を受けております。そういう意味からいって、やはり今度の問題におきましては、果樹等について、輸出カン詰になつて出ていくといふものはどういふ形で伸びるか、その方面への品質のものを増加するとか、国内でも現実に對して消費が伸びるというものを考へて、それに相應した形に生産指導していくといふことが、私は根本に必要だと思ひます。その政策をとりつつ、やはりくだものも御承知の通り天候等に支配される關係上、ある程度の見込みを立ててやつても、なおよけいできる場合もあらうし、反對にできない場合もあらう。こういう場合において、価格をどういふふうに安定させていくかといふことについては、十三条の規定等によつて、それぞれ必要な場合において、保護制度を作る必要があれば作つていくといふのが今の考え方です。私はくだものがいいからといって、何でもかんでも、どんなくだものでもというわけではなからうと思ひます。内地における需要の伸び方、外国への輸出カン詰等における原料として生産するもの、こういうものが地域別にどういふ指導をしていくかといふところに、今度の総合計画を立てていって、そうしてそれに相應して、そして必要があれば価格の安定政策を考へるといふことが必要になつてくるんじゃないか、た

だくだもの価格は、桃は何ほどの価格を支持する、あるいはナシはどうかすると、こう言ひましても、これはなかなか、何だか抽象的な言ひ方ですが、それはほとんど私は不可能だと思ひます。ことに腐敗性品である果実というものを、どういふふうに指導していくかという問題は、これは非常なむずかしさがある。おそらくそういう場合には、おのづから起るとすれば、豚とかといふものと同じように、あるいは乳製品と同じように、カン詰を作つて供給量を調整するといふようなことが必要になつてくるかもしれない。しかし、これはただ今思ひつきで言ひてはいけないのでありまして、これは果実の生産といふものについては、従来と違つて、需要といふものは、従来と異なり、需要と外貨の需要といふようなものをかみ合わせつゝ生産を指導していくことをまず第一として、その後における経済事情によつて、価格をどうしたらいいかという具体的問題が起れば、その品目別に考へていかなければならぬじゃないか、こういうふうに思つておられます。

それから第二は教育の問題です。これはお話しを通り、ここで思ひつきのことを簡単に申し上げることは避けたいと思ひます。しかし、たびたび問題が出ておられますように、今後にも痛感しておりますように、今後における農村に、農業技術なりあるいは機械の技術というふうなものを習得し、あるいは農業経営というものをいかなる形にあるべきかということ、いろいろなものを指導するために、やはり農業教育といふものが非常に必要になつてく

ると思ひます。で、実はあちこちから問題が出ていますように、各県の農業高等学校は、生徒が入る人が少なくなつて、先生がどうも仕方なくなつて、地方から俸給だけ出してつなぎとめるのに一骨だといふことを聞いております。こういう問題を通じつゝ、農村にしっかりと腰を据えて、残つて、農業を推進しようとする者に対する農業教育をどういふふうに進めていくか、またはそれに関連して、県内における農業高等学校の制度をどういふふうにしていくかといふことについて、今日文部省とも寄り寄り御相談をされているようなわけでございします。何か成案ができましたれば、次の段階に御審議願ひようになりますかと思ひます。これは予算上の措置、法制上の措置、いろいろ伴ひわけでありまして、真剣に今農業教育問題については検討をいたしておる最中でありまして。

○森八三三君 前段のは、今大臣のお答で抽象的にはその通りでよくわかるのですが、それ以上には言えぬと思ひますが、その後の、桑園、桑の数字をあけて現実の問題として詰めておられると、改善を何とかしてやらぬと非常に不満感が残る。というのは、申し上げましたように、リンゴは昭和十九年には五十五円しておりました、昭和三十三年には四十一円に二〇%相場は下落しました。その間ににおける生産の伸びは三〇%であつた。ところが、今長野県における状況は、果樹といふものは成長部門だ、長野県としては選択的拡大といふことで、おそらく地方も農業団体もであらうと思ひますが、非常に奨励をしているので、昭和四十二年には約三〇%近くも生産が

できるといふような状況になつておるのだ。四力年間か、五力年間のうちに三〇%生産が伸びた。これはもう事実なんです。結果です。その間に国民の生活水準も上がつてきて、くだものを需要するようになってきた。需要の増加はあつたわけですが、にもかからず、値段としては二割下がりました。こういう事実が立つて現にずっと進行しているのを想定すると、昭和四十二年には約三〇%の生産になる。その場合、一休価格はどうなるかといふことを、これはわからぬことではあります。これはわからぬことではあります。非常に安くなるか、安んじてリンゴ作といふものをやつておられるのだからか、私は抽象的なあれとして、その間に肥料の値段を下げるとか、農業の値段を下げるとか、生産費そのものの低下をはかりますこと一つだと思ひます。それからさらに技術の練磨によつて、向上によつてい

いものを作るというようにすることも一つだと思ひます。そういうことをやりましても、こういうふうに伸びていくという事態をこのままにしておいたのでは、きわめて福沢君の言わんとするものでは、最後は生産過剰になつて目もあてられぬようになる。ですから生産調整といふことが、非常に問題が強い、成長部門だといふことにおどつてしまつて、ずつといつてしまつていくことでは大へんなことになる、こういうことを一つは言つておると思ひます。もう一つは、今度の麦対策等に見ますように、まきつけてしまつたあとで需要が伸びないことだから、買い上げ

制限をするとか、あるいは価格は据え置きにするとかといふことも出てきています。今後成長部門だとつとつと行かれておつても、行き詰まつてくると交れと同じような措置が講ぜられるんじゃないか。くだものようなものは、十年二十年という期間を要する作物だから、そういうふうな言ひ方でも困つてしまふ。こういうようなことが切実な叫びとして出てくる。どう考へてやつたらいいか、こういう連中は、今度の基本法ではまじめにやつていただきます。これは大丈夫ですよといふことを言つてあげませんと、安心して政府の施策という心配を私は非常に受けた。何か名案がございしますれば、一つお示しを願ひたい。

○国務大臣(周東英雄君) 私は、名案とおっしゃいますけれども、この基本法でもつて、すべて政府の力だけでどうするといふことは、私はなかなか困難だと思ひます。今お話しの中に、出ましたように、また私はこの前からたびたびいろいろな機会に言つておるやうに、青果物のごとき最も主体性の強い、いわゆるデアラビリティ、耐久性の少ないものについては、よほど私は生産者の側も考へなければならぬ。だから、私が先ほどからも言つておるやうに、果樹、蔬菜といったようなものについては、ある程度においては自己生産調整といひますか、これが農業協同組合という農業者の団体によつて一つ考へられていくのが、一つのこれからの時期ではないか。今御指摘のやうに、今日までにおいてもこれは政府が勧奨したのでも何でもないので、大いにリンゴがもうかる

いつてどんどん作つてきた、青森、長野、至るところの県が実際に作つていふやうです。そうすると、ある程度市場の關係で需給状態のバランスがくずれてくるといふことになったり、あるいは多量にできて腐敗しやうだから、早く出そうとして競争になつてくる、出荷競争になつてくる。それから、値段が落ちてくるといふこともあるわけですが、そういう点はお互いに双方が協力して、理解し合つてやつていかないと、農業基本法ができたから、そういうものはあつても何でもないかと思ひます。私は先ほど申しましたやうに、農業者に対してこの法律ができましたら、一つの見通しを立てながら、しかもそれは地域的に見通しを立てながら、青果物、野菜等については誘導して行き、そこへ生産者の団体等による自己調整といふものが必要になつてくるのじゃないか。私はリンゴとかああいうふうなものについては、大よそ東京市場に出る長野、青森リンゴといふものは、どれだけ出荷されておるか、これは一目瞭然にわかるわけですが、幸いにしてこれは国の方でもそういう統計が集まつておるやうです。そうすると、それは長野と青森のリンゴは、どういふ形に東京市場に出るのか、しかも、東京市場の年率何%上昇しておるかといふこともわかつておる。そうすると、おのずからその地域別における出荷を、まずどういふふう

うふうに東京市場に出すかといふことになりまして、しかし、根本的に見れば生産といふものに対してお互いに話し合つて、この販路の開拓を別

途すると同時に、東京市場に向かつての出荷を調整する。すなわち、それに相応した生産を、自己調整するというようなことをやっていたかなければならぬ。それに必要な政府は助成なり指導はやつて参ります。また、そういうふうなことをやりながら、ある場合においてリンゴというものをいかなる形で貯蔵、保管して、そうして市場における供給量を調節しつつ価格を安定させていくかということも、私は將來考えていいと思います。ところが、リンゴにおいては、かつてはリンゴはだめだと言ったが、このごろはある程度の貯蔵ができるようになって、いつまでどの程度の出荷をする、どの面を考えて共同保管を必要とするかということが今後考えられていかなければならぬと思う。そういう面を私も考えていて、ともに、生産者と国とが一緒になっていかなければ、農業基本法ができた最大の案であつて、何ぼ作ること自由だ、作つておいてあとは価格は補償しますというわけには私はいかぬじゃないか。もつとも、果実、蔬菜等に対する関係は、よほどそういう点に対する理解を求めながら、生産指導、出荷指導、経営指導というものが今後の大きな問題になる。そういう面にもまた農業教育というものが入つていくので、生産に關する技術の指導、教育ということ以外に、農業経営という経営学というものがやつぱり必要なんじゃないか。これも市場と結びついて、市場にも統計市場調査報告、状況調査というものがやはり農業団体によつてしつかりつかまえていくという、あらゆる制度が総合的になつていかないと、ただ価格だけの問題でもって維持していか

格だけの問題でもって維持していかねばならぬということを考えていくことは困難じゃないかと思う。これは私は、森さんは十分その点は御承知の上で聞いていらっしゃると思ひますけれども、私はそういう面を総合的に考へていくべきであつて、御説の三十二年、三十三年の關係で生産がこれだけ伸びて価格はこれだけ割つた、こういうことになるから、まず価格は安定政策、補助政策、支持政策をすぐ立てるといふことに飛んで考へるのはまだ早いと、かように考へます。

○森八三三君 最後に価格の安定といふことにはなりませんけれども、それがゆえに幾らにしようといふことを福沢君が要求したのではないと思ひます。成長部門として長期見通しの事情というものが一応公表せられる。それに従つて選択的拡大といふことで、適地適産の作業が進められていく。長野県としてはリンゴの適地だといふことで、成長部門という政府のお示しに従つて選択的拡大といふので、何か聞きますと、大体現在は国民一人当たりが十八キロぐらいリンゴを食べておるわけですが、アメリカあたりになると四十一キロぐらいになるだろうという見当です。苗木を植えて増殖をしてきたところ、それが成長部門の宣伝が行き渡るものですから、それだけ画以上に植へちゃう。ところが、長野県ばかりだといふけれども、福島県でも栃木県でも始めると、こういうふうになつてくると、そこでいよいよ生産過剰といふ正体が十数年後に起きる。そのときにそれが不要な価格の低落を招来する、こういうことになるんじゃないか。それを何とか考へてもら

わぬといふかぬ。だから、リンゴを五十五円に引き上げようとか考へるいうことではなしに、あるべき姿の正當な価格というものが維持されるように考へなければならぬ。そのためには、生産の調整といふことが九条にもうたれておるから、そういうことについて政府がほんとに本腰を入れてやつてもらふと、自分としては一生懸命政府の施策に協力しているつもりなんだけれど、あつちこつちで始めると参つちゃう、こういうことなんですね。これに対する押えは、現在の産業は自由ですから、押えるといふことはこれではできない。もし押えるといふことは、これにまた補償といふ問題が起きる。その辺にむづかしさがあると思ひます。それを心配しているんです。

○國務大臣(岡東英雄君) それは、私はお話しよくわかるのですが、第一段は、一つは生産の自己調整から始まると思ひます。しかし、お話しのように、くだものとか畜産が今後伸び得る余地がある生産農産物として見て参ります上からは、そのおのおのについて、リンゴがナシか、あるいは輸出用として白桃といふことがかかつてきて、それらについては、全体の伸びが年々伸びて十年先はこうなる、そうすればおのずからお話しのようにどういふ地域に適地適産で増殖をはかつていくかといふことは、指導的立場に立つてい

いふところでもリンゴ、リンゴと言ひ出すと、これがどうも都合して安くない。これは、私は、自然に今日までもそういうことが起こつております。幸いに基本法ができれば、そういう面に対する各地における生産増殖の割合を、指導的にある程度のめどをつきさせることが必要じゃないかと思ひます。ただし、これについてはいろいろ自由経済のもとにおいていろいろ事情、困難な点もあると思ひますが、これらのことを指導しつつ、なおかつ勝手に作つて勝手に下がつたと言われなくても、これに対する処置は自分らがみにつけていかなければならぬ。ある程度指導によつていくといふことについて、なお経済上の大きな変動によつて非常な損害をするといふ場合については、この間からたびたび出てくるように、ある種の救済措置を講ずるということも起つてくるわけですから、やはり大きなめどは私は示すことが必要だろうと思ひます。これが新しい農政の行くべきだと思ひます。

○森八三三君 そうしますと、最後は、これはまあ現政府としてはそういうことを考へになるというお答えはできないと思ひますが、結論的に私は作付統制といふところまで発展しなれば、取捨つかんのじゃないかと思ひます。長期見通しに立つてリンゴならリンゴはどれだけの生産が期待されるのか、需要にマッチする。そこで、その数量を生産するためには適地適産といふことで一応の指導が行なわれる。その指導の通りにまじめにやつた人が、かえつてアウトサイダーのために迷惑をするという結果になつたのでは大へんですから、そういうところは生産を抑制するといふような統制的な行為まで入つていかないと、福沢君が言つておつたような希望といふものは達成できないといふことに発展していくのではないかと。自由経済だから、一応政府としては指導するけれども、指導の線をはつて勝手にやるやつは仕方ない、こう言つておると、政府が適地適産と思つて指導したところの人が迷惑をしてしまふ、こういう結果が起きるわけですかね。その辺は非常にむづかしいと思ひます。

○國務大臣(岡東英雄君) これはよほど考へてみなきゃならんと思ひます。この法律ができた全部政府にオンプするといふことだけじゃいけない。私は、今のような形である程度の指導目標、いろいろな指導をして参ります。しかし、自分でこれはいいからといつてその指導に乗らずにどんどん作つていく。これは農家の方も責任を負わなきゃならんと思ひます。農家に對してはある程度指導上大局的にわかんない点があるから、一つの目標なり指導はするけれども、それでも乗り越えてやるかやらんかは、農家にあるわけですね。それをどうと統制しなればよけいになつて困るというふうなお話ももつともですが、私は今戦時中のような統制経済をやつていつて作付統制をするという意思はございませ

る。しかしながら、これは現実の指導として農家の方に、これだけ農産品は要るんだ、カン詰めなら白桃ならどんどん伸びていく、これを岡山と広島でおもにやつてもらいたいというふうな指導は私はしていいと思ひます。それを乗り越えて、ほかがいい、わしも抜けがけでやつていこうといつて、み

ろ

ろ

ろ

ろ

ろ

なが迷惑をするというよりなことは、国民的に考えさせるように農民を指導していかないと、農民という方々はどうなんにもわからない人であつて、政府の言うことを聞いて動いているので、経済の事情はわからなくてよろしい、統計も見なくてよろしいというよりなことに農民を育てていっちゃんいけなふと思うんですね。こういうことはむずかしい問題でありましようけれども、農家を啓発していき、ほんとうの農政、自分らが自分らを守るということをやつぱり自覚さしていつてやつていかなないと、工場生産と違ふ点はそこにあると私は思います。

○森八三二君 この問題は非常にむずかしい問題で、そういう切実な要望がございますので、本法の運営につきましては、幸い第九条に「農業生産の調整等必要な施策を講ずるものとする。」、こういう規定がございますので、自由経済原則に立つ立場におきましては、統制ということはおそらく不可能であらうと思います。しかし、ここに九条に言う「調整」とは、やはりこれは堀沢君が希望いたしておられますように、国家経済、国民経済の関連から政府では長期見通しを立てて農民に生産を要求されると思います。その要求が完全に果たされていくということについては、かなりこれは高度の指導が加えられなきゃならんと思う。それを放任しておきましたので、かえってまじめな農民諸君が迷惑をこうむるという結果が生まれると思ひます。この辺は、もうこれ以上やっておりましてはいけませんので、善処を願いたいと思います。

そこで、きょうの主題になっており

ます第四章、五章でお伺いいたしますが、第二十條で工場の地方分散ということが出ておると思うんです。このことは、日本経済全体の高度成長を達成して参りますためには、非常に大切なことであらうと思ひまするし、また、

自立農家を育成するという観点から申しますと、そういう方面にある程度農村の生産労働力が吸収せられて自立農家がまとまっていくなか、よく抽象的に理解はできますが、農村に工場が出てくるといふ結果は、今でもすつたもんだが起きておる。工場の種類によりましては煤煙だとかいろいろの問題、農業生産物に非常な害毒をもたらす、現にそれは大きな問題になっておるんですね。今後工場が全国的に地方農村に分散せられてくるというのと、そういう問題が一つ起きると思うのです。今もつてこの問題は未解決であります。工場から農業生産民に危害を与えておる各種の問題については、今もつて未解決である。これを解決するの具体策を持ちませんというのと、広く農村に工場を分散するということは問題が残ると思うのですが、これに対してどういふようなことをお考えになっておるのか、今まではいろいろ言われておりますけれども、私は具体的な対策というものは立っていないと思うのです。法律はできましたが、調査中とか何とかで、ほんとうを送っているというだけで、ほんとうに農業生産の上に危害がなくなつておるといふ姿というものでない。今後それが非常に増加していくといふことを心配をするのです。結果としては賠償の問題、その他の問題も非常な問題が

起きる、これはそのことのために指導陣営が忙殺されてしまうという問題が起きると思うのです。必ず起きると思うのです。それは一体どういうようになり、事前に始末をするということになりましようか。

○国務大臣(周東英雄君) この点は御指摘のように、今もって工業と農業、水産業の国民経済に及ぼしておる比較研究によってどちらをとるかというような問題も、私は将来研究していかなきやならない。そういう場合に、もし他の工業の方が国民経済に寄与する点、増進のためにいいとなれば、むしろ農業生産事業が工業に移っていくかわりには、そのかわりにそれに對して補償をする、あるいは優先雇用の道を新規の工場にとらせるとかいふような方法が新しく考えられなくちゃならぬと思います。同時に、そこまではないでも生産は続けられるが、損害を与えるという程度であれば、これはそれに対して従来種々の法律ができておりますから、この基準が早く設定されることをもって、補償、損害賠償という程度で進むべき部分もあらうと思います。こういう点はお話しのように、未開発地域において、あるいは農山村地帯において工場の誘致をしてくれということは、農村地帯の要求でもあるわけです。その点は今後において農業に与える影響面ということも十分私どもは対策を立てていきまとい、こういうふうに考えて、水産業等に関してはむしろ場合によつては特殊な地域においては工場の設置というものに關しては、許可制度をとるといふような必要もあるのじゃないか。これはまだ研究中ですから確定してはおりま

せん、そういう守るべき地位は守り、それ以外のところにやはり考えられるべきものは考えつつ、補償制度なり、優先雇用制度というものを考えられなにかということも研究の対象になつております。しかし一がいに害毒を与へる工場ばかりもないので、まず考えられることは、この間も申しましたように、農産物加工というところにおいて、くだものの輸出に關して、できるならばくだものをなまのままで、品質が下がるものは、むしろそれをカン詰に加工し、あるいはジャムにいたし、ジュースにいたし、これを国内あるいは輸出方面に向けていつて、付加価値を增加するといふ工場の關係に農村工業を持ていくということが必要な点であり、また畜産といふものは、伸ばす方からいへば、豚といふものは国民に対して蛋白、脂肪を供給するものとして私は私一番手とり早いものだと思ふ。しかしこれをなまのままでいいいいますか、肉のままで食べるか、ハムに加工していくか、ソーセージにするか、ということが、今度は非常に社会構造が変わつてきた点であり、非常にインスタントの食料として、即席食料といふのでだんだん出てきますことは、価格といふものにとらひ合わせつつ非常に需要が伸びているわけです。こういう加工工場といふものを、農村自体に農家の段階で持つか、あるいは他の産業資本会社の方から出てきて工場を作るか、いずれにしても加工工場といふものを誘致するといふことは、必ずしも農業に害毒を及ぼさないものもここにあるわけであります。まず私どもは、そういう点は優先的に考えていく、そ

りしてできれば農産物の加工によつて所得を上げることとを考えると、工場の周圀における蔬菜というものの売り上げというものが非常に大きくなることは、各地における、工場が出てきた地域における現実の姿だと思う、そういう方面は考へて措置をいたしたいと思つております。

○森八三一君　そういう善意なものではないのです、

〔委員長退席、理事櫻井志郎君着席〕

現在税法の關係から固定資産税といふものが市町村運営の収収の主力をなしている、それに次いでおそらく国の交付税、交付金がまた主力をなしているのと思ひます。この税の建前については、この地方の自治体という觀念からは、基本的にはまだ研究しなければならぬ問題が残されていると思ひます。が、現行税法のもとにおきましては、今大臣のお話のように農産物加工というような工業よりも一般的な工業といひますが、そういう工業の方が市町村の運営という面だけから申しますと都合がいい。ところが市町村合併の結果、地方行政の上における政治力といふものが、農民の手からむしろ非農業者の手に私は移つたと思うのであります。以前の農村でございましたれば、純農村等におきましては、農民という同じ方向に属する人がその市町村の運営の衝に当たつておつたと思ひますが、市町村合併の結果は、広区域になりましたので、おおむね農民の手から非農民の手に市町村の運営の実権は移つていっていると私は見ております。そういう

〔委員長退席、理事櫻井志郎君着席〕

る結果は必ずしも大臣おっしゃられた方向ではなくて、工場誘致というものが、市町村の税収というものを多くするといふ一点だけに集結して取り進められているというものが、私は現実だと思ふのでありますが、そうなりますと、ともいたしますれば企業のために非常に被害が与えられるというところは、これはもう町村のためというより別の観点から押えつけられてしまつていふという空気を見るのです。文句を言へば、それは町の発展のために、市の発展のために前たちは文句を言うかといふことで、農民の叫びといふものは、ややもすれば押えられがちである、政治的に。そのことは非常に私は問題でもございますし、将来工場の地方分散ということが取り進められるという過程におきましては、しばしば繰り返されて発生をしてくるであらうと思ふのであります。そのことをこの基本法はよほど慎重に見守つてやらなければならぬ、こう私は思ふ。そういう点について無計画であつてはならぬと思ふのです。そんなことについて一体構想があまりあるかどうかですね。

○国務大臣(周東英雄君) この二十条には、簡潔に地方における工業等の振興に關して必要な施策を講ずるというところで、地方工業の分散ということを書いております。従つてこれに基づいて私どもは農村の生産物をより高く売すための、加工工業といふものをみずからの手で設けるということも考えますし、またある意味においては、所得の増加にも關係するわけですが、先ほど申しましたように農村にその他の工業といふものが誘致されることに

よつて、農外所得の獲得にもなり、またその地方における蔬菜園芸といふものの需要増加というやうなものにも關連をいたすことにおいても、工場の誘致といふものが一つの考え方であり、工場が誘致されることにおいて今御指摘のように、なるほど地方における固定資産税等の収入ができ、町村財政がよくなれば、半面、町村民の租税といふものが軽減される機運を与えることにもなります。また、そのことによつて農村が非常によくなり、一つの工場が置かれることによつて、その工場に勤めて技術を習得するといふことにもなつて、よりよき職場を与えられるといふことにもなる。私はその意味においては、工場の誘致といふものは、御指摘のように、害毒を流すといふものに対する、害毒といひますか。

【理事櫻井志郎君退席、委員長着席】

農作物に害を与えるといふやうなものについては、それについての補償問題を考えながら、また先ほど言つたやうないろいろな将来の問題を研さんしながら誘致をいたすことは当然でありますけれども、それらに關して慎重な態度をとるといふことは当然でありますけれども、私はそのことを考えることは必要だが、工場の誘致といふものが農村の発展に寄与するものが多い、こゝろを考慮してこの法律ができておるわけでありまして、いろいろ御指摘のような心配はないと申しませんし、その心配に対しては十分これから施策をとることによつて、その施策は何かといふことは、それぞれの地方にいかなる工業を誘致するかといふことで、私は、対策を立てていくべきだ

と、かように考えております。

○森八三君 どうもすらすらと正面だけ見ておられます、けつこつなことのやうに思ひます。現に地方に分散されている工場のために、農業生産の方にはいろいろな問題が巻き起こつておる。さらに農民も、市町村行政の上に要望いたしますことも、工場の進出等によつて、市町村の運営が税収の面から非常に都合がよかつたといふことで押えつけられておる。こゝろの事例もあつたらぬに、これはたゞさんごさいます。

それからさういふことによつて、まあ質実剛健といふことは今言つてはいかぬかも知れませんが、さういふやうな伝統的な農民の気持といふものが非常に変わつていくといふことも、これは大切な、見のがしてはならぬ問題だと思ふのです。ですから、工場の地方分散といふ点については、ただ単に日本経済の高度の成長をはかるためには農村が犠牲になるといふやうなことにならぬやうに、十分一つ注意をしていただきたいと思ふのです。私の見えておるところでは、今までも日本経済の成長発展にさういふ面ではかなり、私は、農村は犠牲になつておると思ふのです。目の先、賃金ももらえて非常によかつたといふやうなことは、ないとは言いませんが、それらの多くの人は大抵、社外工が臨時工で、ほんとうに社員として定着をしておる、職場が与えられておるものじゃないといふやうに見えております。さういふ点については、いやしくも工場が地方に来るといふことであれば、その犠牲が農民の上にしわ寄せされるといふことはつきり覚悟して、社外工や臨時工であつてはならぬといふくらゐのこと

は、これは要求するくらい、何か、制度といひますか、これはむずかしいことですが、考えてもらわねと、ちよつと賃金をもらつてよかつたといふことは、それはほんとうに安定した賃金ではないといふことに私はなる危険性があると思ひますので、この点は十分一御留意を願ひたいと思ひます。

それから二十一条に、環境の整備をやる、これはもう非常にけつこつなところ、文化的生活が営めないといふ面があらうと思ひますので、環境の整備といふことは、青少年の諸君が農村にとどまつて国の要請にこたえるやうに生産にいそんでいただくためには、すみやかにこれはやらなければならぬことだと思ひます。これは方向としてはいろいろな問題が考えられますが、今一番農村でこゝろの点から指向されます問題は、今までも政府が取り上げてきておりましたけれども、水道の問題と道路の問題、それから、私は通信の問題だと思ふのです。そこで、道路の問題は、これは道路整備新計画が立ちまして、農村の方にも漸次及んでいくと思ひますから、これは別の問題といたしまして、水道の問題について、今までも厚生省を通しまして、いろいろ助成等の道も行なわれておりますが、こゝろのことをさうに急速に拡充をして思ひ切つてやうていくといふことが必要だと思ひます。

それから通信の機關としては、有線放送の施設が各地に進んできました。ところが、これが予算委員会にときにも、郵政大臣にお尋ねいたしましたけれども、現在の公社の経営に關しておる電話に非常な影響があるからといふことで、農村の有線放送電話施設は、非常な制約を受けておるのです。こゝろがいつまでも要請されるといふことでは、環境整備をするといふことは逆な結果が生まれてくると思ひますが、こゝろの点については、本法実施の暁におきましては、さういふやうな、われわれとしては納得のできないうような制約といふものは取りはずすといふことが可能であるのかどうか、その辺はいかでございませうか。

○国務大臣(周東英雄君) 二十一条の環境の整備についてお尋ねであります。御指摘のように、この中には、道路あるいは水道、上水道のみならず、下水道の問題を考えておるわけですが、屎尿処理の問題を一体どうするかといふ問題が今後大きな問題になります。それから上下水道の整備、それから今御指摘の通信の關係、無電話部落の解消、それからこの中には無電灯部落の解消といふやうなことも考えております。それから電気、動力關係において、今私は研究を命じておりますが、かつて山村に大きな電気会社がなかにか電氣を引つ張つてくれな。さういふところには、点灯並びに動力關係においても考えてやらなければならぬのじゃないか。それならば、簡易な施設で、農業協同組合等あるいは市町村が持つてやる発電なんといふものを、昔のやうに農林省がこれを指導許可していく、こゝろの面についても考えていく必要があらうと思ひますので、農林省と通産省の間で調査の關係で百五十万円ほどあつたと思ひますが、何か相当予算を組んでおります。これなんか

も、そういう面の整備をやるという一つの前提でございます。

それから、今の通信の問題であります。これは有線放送というものができて、あれは、たしか受信の方、受ける方はいいのですが、ところが今の有線だけでは、自分から発信する方はちょっと制限を受けておる、こういう関係を、一般的な電話に結びつけて考えていく必要があろう、これは郵政大臣もすでに踏み切っております。私もそのようにことを考えながら、無線電話部の解消ということも頭に置いておるわけでありまして。こういう点につきましては、その他こまかく書いてございまして、各省がこの法案実施の暁におきましては、農村の発展のために、他の省が農村関係の問題に予算を組み、考えを入れてくれる、ここに総合計画を立てたい、こういう考えで政府は今相談をいたしております。

○森八三三 最後に、有線放送電話の今の取り扱いでは、別に法律のような規則はございせん。ございせんが、一つの農村で役場とか駐在所等もございまして、中心地点は、おおむね市街的な構成をしておるわけですね。そういうところにも農民は所在するので、全村で考えますと、大した普及はしておらぬ。だけれども、中心地点が相当普及しておる。そこでやりまして、普及率が戸数に対して一七％ですか、以上としますと、その町村には有線放送電話施設は認めないということがあるのです。そういうことでは、これは問題にならぬ。同時に、かりにその一七％以下でございしても、その構成されておる市街地の中だけは除外区域にする。その中にや

はり組合員がおつたりして、同じ組合員であつても、その地域の人たちだけ、その恩恵に浴し得ないという不公平があるのです。これは理屈ではなしに、現実なんです。こんなつまらぬことは、郵政大臣も踏み切つていらつしやればけっこうであります。これははすみやかに、そういう規則にも、法律にもない、ただ一般電話の普及に支障があると、端的に言えば、公社の方が損をしてしまふから、そんなところをやらせては困るということだと思ひますが、そういうことは一つやめても基本法にお題目が上がつておつても、その恩恵に浴し得ないという人たちが残つたのではおかしいのですが、これはそういうように処置していただければ、どうでしょう。

○政府委員(大澤融吉) 不合理な面は矯正するように持つていきたい、このように思ひます。

○森八三三 そういう方向で一つ整備をしていただきたいと思ひます。その次に、二十一条に、基盤の整備、開発をする、そうして最後に助成をやると、こういうことが明確に規定されておるのですが、ここで自立経営をやつて参りますために、あるいは協業経営をするために、基盤の整備、開発の結果が、経済的に成り立つ条件のものでなければならぬことは、これはもう当然だと思ひます。ここで指導、助成を行なうという助成の範囲は、開発なりあるいは整備に要する費用というのに対して、収益から換算をしたギャップの部分だけは、国家が

全部助成するというものによりは私に伺うのでありますが、今までの農地の開発その他の助成規則をはずれて、所得を均衡せしめるように持つていくと、そのために自立農家なり、協業というものを育成していく、それに必要な基盤の整備ということについては、どこまでも所得の確保ということが目標にあるのですから、収益換算のワケをはずれた農地の開発、整備というものは存在をしない、理論的には思うのです。でございまして、その助成というところがここにはつきり言われておる以上は、その食い違ひ部分だけは助成をしてやると、そういうように理解をしたいと思ひますが、これはそういうことでしょうか。

○政府委員(大澤融吉) 構造改善事業としてやります農業生産基盤の整備、その事業に要する助成は、普通の土地改良等とは別個の助成をしたかどうか、このいろいろお話ししますが、今後の構造改善事業の動かし方ということについては、いろいろ問題があると思ひますけれども、研究はして参りたい、この思ひます。

○森八三三 研究はもちろんでいいただかなければならぬませんが、研究の結論がそこに行かぬことには、これは経済的に成り立たない整備をやらせてみたり、経済的に不合理な開発をやらせてみたりということになつて、問題はあとに残つちやうと思ひます。これは予算との関連の問題ですから、予算を十分取つていただければいいと思ひますが、予算を取るには、その基本的な概念が整理されないと、予算を取ることにいかぬと思ひます。ですから、収益から換算をした合

理的な開発あるいは整備ということをやらせるのだ、それに必要な経費というものは国がめんどうをみてやる、こういうことになると思ひますが、それがいいのでしょうか。それでなければおかしいと思ひます。

○政府委員(伊東正義) 今の御質問の点でございまして、理論的に詰めて参りますと、先生のおっしゃるようなことも当然出てくるかと思ひます。今の私どもやっております、たとえば土地改良でありますとか、そういうものの補助率は、先生のおっしゃるようになつては至つておらぬことは事実でございます。先生のおっしゃるようになつて参りますれば、所得が相当上がるものについては、たとへば補助率を下げますとか、そうでないものについては上げていくとか、いろいろなものも少し改善をやる必要があろうかと思ひます。現実には北海道等につきましては、三十六年から水稲と畑作につきましては補助率を変えたというふうなことがございまして、この問題は、いろいろ影響もございまして、もう少し、今やっております補助率についての改善につ

きましては、これは検討して参りたいというふうに思つております。

○森八三三 それから十五条でしたかに、家族経営で自立経営が成り立つようにするのだと、その中に正常な家族の教で正常な能力を上げていく場合において、そういう条件で完全に就業ができる、そうして所得が他産業と均衡する、その所得の均衡とはどういうことに対しては、繰返し御説明が参りますように、大体百万円見当まで持つていき。その場合に、通常の耕

種農業では二町五反程度のものが目標になつていくようですが、この二町五反というものは、百万円という所得の面だけから考えて二町五反ということが一応出てきたのか、正常な能力を上げた正常な労働というところが前提で、いろいろ結論が出てきているのか、どうか、両方とも勘案して参らうと思ひます。これは、今後健康的にして文化的な生活を営むことができるようにする、ということでございます。理論的には、農家も一日八時間労働で正常な能力を上げるということになると、おのずかです。といたしますと、おのずから一カ年間の労働時間というものは見当がつくと思ひます。そういう想定される労働で二町五反というものをやれば百万円の所得になる、こういうことなのか、そういう基礎計算はどこに置かれておるのか。

○政府委員(大澤融吉) 倍増計画で、二町五反で粗収入百万円ということを書いておるわけでありまして、何時間どう働くのだ、どういう作物を作らないといふようなことまで計算はしてない、これは私も承知しております。私も、自立経営という場合に、今森先生のお話でも引用されたわけですが、この二町五反というものが、私どもの基本法をやる場合の自立経営の十年後の目標の姿なんだといふことにはおとりにならないでいただきたい、この思ひます。もちろん、倍増計画で大胆にあつていふことを言つてお参りますことは、私もいろいろな施策を進めていく場合の一つの参考にはなると思ひますけれども、あれが即われ

われの基本法の目標だというふうには考へておりません。ですから、今お尋ねの自立経営の定義を十五条でしておきますけれども、あの場合に、正常な能率で年間どのくらい働くのだからという計算はないわけでございます。

ただ、私も自立経営という場合に、正常な能率で年間どのくらい働くと、外例の例でありますとか、あるいは他産業従事者の年間の労働時間でありまして、かようなものがある、一つの参考にはなろうと思ひますけれども、他産業従事者は大体年間平均しますと二千四百時間ぐらい働いておるわけでありまして、それから諸外国の自立経営というふうなものを考へました場合にも、まあ少ないところは二千時間くらい、多いところは年間三千時間、二千七百時間くらいと考へておりますが、大体まあ二千四、五百時間というふうな辺が見当じやないかと、こういうふうに思ひます。

○森八三 一君 そうしますと、正常な能率を發揮するような近代的な仕組みになつておるといたしますれば、通年二千四百時間前後労働することによつて、所得は大体他産業に均衡するようになつてくるのだと、こういうふうに理解してよいかどうか。もちろん、その経営規模は、耕種農業の場合と畜産の場合と温室栽培の場合といろいろ異なりますので、経営規模二町五反歩、これは固定いたしません。それはいろいろなあれがあると思ひます。あると思ひますが、大体二千四、五百時間というものの正常な能率を上げた労働と、いふことが前提となつて、今後の施策というものは進んでいくのだと、で三

人労働力のある場合には大体八千時間弱という労働をする、その労働を完全消化していく経営形態というものが好ましい姿だ、こういうふうな理解をしていかうかと、いろいろに書いてございまして「ほぼ完全に」ということと理解のための一つの材料にならうかと思ひます。そこで、今お尋ねのようなことで、ほぼ完全に正常な能率を發揮しながら、こういうことになりまして、正常な能率というものは、この間お話ししましたように、これは仲原委員からのお尋ねでお話し申し上げましたように、まあ普通言われまこと

は、単位面積当たり、あるいは家畜一頭当たりの投下労働時間というふうなことで計られると思ひますが、そういう投下労働時間が、まあ平均以上のものである、あるいは技術水準で申しますならば、普通以上の技術水準で普及によつて、普及可能なものというふうなところが見当じやないかと思ひますが、そういう正常な能率を發揮しながら、「ほぼ完全に就業する」ということと、今おっしゃられたように他産業従事者と均衡のとれた生活ができるような所得が得られるような、そういうことをまあ自立農業について考へておきます。

○森八三 一君 逆に聞きますと、農村生活で、健康で文化的な生活を営むために想定し得る年間労働時間は二千五百時間であるというふうにいえるかどうか。逆に聞きますと、今基本法でいろいろ考へていくときに、やはり労働問題を考へなければならぬと思ひま

す。ですから、あるべき正常な能率を發揮しながら、文化的な健康な生活を営むというこれは一応前提があるのですね。そういう前提に立つて考へた場合に、農村における正常な労働時間というものは、通年二千五百時間ぐらいが正しいのだと、そういうことを目安として農業計画を考へていくべきであらうか。これは今後構造を考へる場合にもむしろ基礎になると思ひます。

そういう科学的な何か理論づけたものがございまして、一つ公表して下さいます。で、私が想像いたしておりましたところもそういうことなんです。大体一年の労働時間が、うるう年は違ひますが、普通の年は八千七百六十時間なんです。その八千七百六十時間から睡眠の時間と食事の時間を一日十時間として引きますと、三千六百五十時間です。それから五時間減らして、この五千百十時間を全部働かせません。これはいろいろな公民として、国民として、地方民として当然いろいろな集會だとか、修養、娯楽の時間をとらなければならぬ、そういう時間を、僕の郷里あたりで三十四、五才程度の農業の中心になつておる、まあ高等農林学校卒業程度の諸君の労働日誌からずっと推察いたしますと、農協の總會だとか、部落の集まりだ何だかんだありますね。そういうものを引いていきますと、大体二千四、五百時間程度はそういうふうな働けない時間といふものが、あるのです。五千百十時間というものをからそれをとりまして、年の平均二千六百時間くらいになる。だから二千四、五百時間というものが一応私の計算では出てくるのですが、そういう何か、今

度の農業において所得均衡という線に持つていきますために、そうして「健康で文化的な生活を営む」という前提に立つて考へた場合に、何か役所の方であつて理論的なものがあるかどうか。ありますれば、それを基礎にして農業計画なり構造なりというものを考へていかうかといふと、ただむやみやたらと法律案件をふやしていつても、老朽労働力であるときは自立じゃございせんから、もちろん機械を入れて近代化するとは当然です。当然ですが、自立農業というものでありますれば、家族の正常な労働力を完全消化するといふところにあると思ひます。

それからそういう理論的なものがないといふと、進めていくのにも進めようがないのじやないかと、こう思ひます。が、何かございせんか。

○政府委員(大澤融君) 私、時間数を申し上げましたのは、ほぼ完全に就業しているといふのは一体どういふ状態なんだろうかと、このことについて、たとえば時間で表せば、先ほども幾つかの例を申し上げましたが、二千四、五百時間になるのじやないか。それからまた今の森先生の八千時間からのいろいろの考へ方で差し引いてこのくらいになるのじやないかといふことだから、また二千四、五百時間になるのじやないか、ほぼ完全にといふことがなるのじやないか、これは完全なことが、ある数字としては言えるのじやないかと思ひますけれども、しかし数字をあてて、これがそうなんだといふことはなかなかむずかしいと思ひます。そして、こういうのは完全に就業する状態が、非能率な状態であつて就業しているような規模であるならば、自立経営

農家といふことは言えないのだと思ひます。そういう意味で、正常な能率を發揮して、正常な家族構成といふことは別にございまして、今言われたような意味で、ほぼ完全に就業するならば、所得というか、生活均衡といふことが他産業従事者ととれるといふような、そういう規模の農家の自立経営といふのだといふことを言つていくわけですね。これはまことに抽象的な概念であつて、いつかお話し申し上げましたように、農業類型といふようなものを自立経営育成の一つの施策として打ち出していかなければならぬといふふうに私も思つております。

が、なかなかむずかしいことではあります。が、そういう方向で考へていきたい、こう思つております。

○委員(藤野繁雄君) 速記をとめて。

○委員(藤野繁雄君) 速記をとめて。

○委員(藤野繁雄君) 速記をとめて。

○河野三三 閣下、今の農村の農民の働く時間ですが、農林省の方で、現状の農業経営において、農家一人当たりどのくらい一日平均で働いておるかといふところがあるのですね。これは東北、北陸のような単作地帯とか、近畿、中国のような多角経営とか、地区によつて非常に違ひますけれども、大ざっぱに日本の農民は一日平均どのくらい働いている、こういうのがあつて、さういふのが、現状認識の意図でお示しいただきたいといふことと、それから森先生の御質問を私はそんたくしますと、今よりも農民がよい働くようなことのないようにといふ意味じやないと思ひます。私はむし

ろ、これから御発表があると思うが、平均してみれば、意外に今の日本の農民の働く時間は少ないと思う。それは要するにグラウンドがないから働けない、いろいろな条件に制約されて、だからそのグラウンドを整備して、働く時間をもちとよげいできるようにしてやるのが農業基本法だと思ふのですが、そういう意味合いで非常に重大な質問だと思ふ。この点は繰り返して申し上げますが、現状どのくらい農民が働いているか、それから理想数字の一日八時間なら八時間、農民が働く時間を、その差が一時間なり二時間あるとすれば、それを八時間に上げるためにはどうしたらいいかということに具体的にわたって来ると思ふのです。これらの点について私の申し上げたことにヒントを合せて御答弁願ふことが、同時に私は森先生の希望じゃないかと思ふので、関連して申し上げます。

○政府委員(大澤融君) いろいろの調査があるわけでございますけれども、たとえば昭和三十三年の農家経営調査で申し上げますと、規模別に出ておりますけれども、〇・三町以下、これは労働単位にしまして〇・九六六になりまして、労働単位の労働就業日数が百七十六日、千五百七十四時間、それから少し飛ばしまして、〇・五町から一町までは労働単位としては二・一八八ですけれども、就業時間が二百十七日、千九百四十六時間、それから基本問題調査会で、一町から一町五反層から一町五反から二町層の間、これがもし面積でいうならば現状自立経営に近いもの、こういう表現を用いておりますけれども、これで見ますと、一町から一町五反のところが一・七一人の労働単位

で二百四十一日、それから一・五町から二町までが三人ちょっとで二百五十五日、この辺の時間を見ますと、時間は一町から一・五町が二百五十時間、一町五反から二町が二百五十時間、大体二千二百時間くらい平均になります。二町以上になりますと、三・三八八ですが、二百七十日として大体二千四百時間という数字が出ております。それから、いろいろな調査がありますが、昭和三十三年の専業農業別に見た農家経済の概要という調査でございますが、これで見ますと、専業は労働単位としては二・五人、それから第一種が二・五人、第二種が一・五三人、労働時間は専業が二千五百四十二時間、第一種が二千五百二十時間、第二種が千七百八十五時間というふうなことが出ております。大体そういうことでございます。

○河野謙三君 あらためて資料を求めたものではございませんが、そういうのがあれば、一つ参考には私にそれをいただきたい、こういうふうに思ふのです。

○政府委員(大澤融君) 後ほどプリンにして差し上げます。

○大河原一三君 関連質問がちょっとずれてしまひましたが、先ほどの工場分散の問題につきまして、私もやはり森委員と同じような心配をしておるし、昨日の私のものも、職団会におきまして、一部の人から、工場の分散というのを考えてもらいたい、工場の誘致、設備を望んでおる状態なんです、私はこういう面は、先ほど大臣はマインスの面もあるかもしれないがプラスの面もあるというふうなことを言っ

ておられましたが、私は今後の農業基本法がきめられて、その中に出てくるいわゆる協業、協業の中におけるいわゆる合資会社、あるいはまた合名会社、そういうものをむしろねらって工場分散というものが行なわれてくるのではないかと、こういうふうに思ふ。これは今後の心配が出てくるし、ここに私は工場分散というものが行なわれるのではないかと思ふのですが、この場合、これは私は政府の考えている構造改善というものと矛盾してゐるのではないかと、こういうふうに思ふ。矛盾するといふよりは、構造改善計画がくずれてくるのではないかと思ふのです。私は政府の構造改善計画に対しては意見を持っておりますが、これは私は立場をかねて政府の場合でいうならば、いわゆる構造改善計画がくずれてくるということは、すなわち地方に対する工場分散が行なわれれば、ますます兼業農家がふえてくるのではないかと、こういうふうにも考えられるし、同時にまた、自宅から通ういわゆる、いふところの下宿農業というものがどんどん出てくる可能性がある。そうならばますます私は皆さんの考えられてゐる構造改善計画というものが、これは危険性がある、矛盾があるのではないかと思ふのですが、こういう点に対しては、大澤さんはどういうふうに考えられるか。

○政府委員(大澤融君) 初めにお断わりしておきたいのですが、構造改善といふようなことを含めまして、私ども、計画を立ててこゝへ持ってくるのだというやり方をするわけではないので、いろいろな条件変化に応じて手を打っていく、こういうことだと思ふのです。これはしばしばお話し申し上げた点なのですが、そういう意味で構造改善をするといふことのために、今の日本の農業経営といふものが、零細な、そして非常にばらばらな分散した土地の上で行なわれているといふことが一つの特徴であり、しかも、いわゆる過剰労働といふものが、慢性的な過剰人口が滞留して、非常に過剰労働のものと農業が行なわれつつあるといふことだと思ふのです。そういうことが、少ない人間で、広い土地で能率を上げるといふ農業経営にならなければいけません。そういうことが、今のところ、経済成長の過程で農村から都会へ出ていくという、そういうことがあるからこそ、構造改善ができるわけなんです。またそういうことがスムーズに行なわれるようにいたすについては、いろいろ手を打たなければならぬので、そういう手段の一つとして、工場の地方分散ということも考えられるわけなんです。ですから、過剰であつて多過ぎる労働が投下されていたものが、工場が分散されることによって、その工場へ出て働くといふことは、むしろ構造改善を進める一つの契機になるのではないかと、決して矛盾するといふことではない、こういうふうに思ふます。

○森八三三君 今のその点が、私ももう少し追ひ詰めたかったですけれども、工場が農村地帯に分散すると、それによつて工場に就業の機会が与えられるといふことはわかります。わかりますが、それによつて自立農家といふますか、正常な能率を発揮して、正常な家族の構成で、所得を均衡せしめる

ような自立営農をしていくために、そのことがプラスになるかならぬかといふことなのです。そこで、そういうような兼業農家的な存在が出てくることは、土地の生産力といふものは低下すると思ふのです。やはり国土を完全に利用して、完全に生産を上げていく、土地の生産性といふものを高度に上げていかなければならない。そのことと、そういうような兼業的な存在といふものがどうなるのか。同時にまた、そういうような兼業的な存在として工場に就労する人の能率は一体どうなるのか、私はそういう調査はございませんが、だれかに聞いた話なんです、ソニーとかどこかで調べた統計によりますと、専業に従事している工員の能率と農村からバスや自転車で通つてくる兼業農家の労働力といふものを、ラジオなりテレビなり、そういうものを工場の能率を比較すると、一六〇ぐらい通勤工員の方が低いということなんです。そうすると工場側から見ても能率が低いのですから、それにかんがひます。じゃ農村の方はどうかというと、これは正常な労働力といふものが賃金を求めてよそへいつて管理していくのですから、土地の生産性といふものは低下してくる。両方とも国家的にはマイナスじゃないか。そういうことが工場の分散によつてさらにずっと進んでいくとすれば、これは国全体の経済から考えてもマイナスになるのじゃないか。そういう工場の分散といふことを考える場合には、分散計画といふものがあつて、この地点は工場地帯、この地点は農業生産地

帯というものに分けることがどうかと考へてみますと、そこが今申し上げたように地価の問題があり、あるいは税金の問題があり、いろいろな問題があつて、現行の制度あるいは経済のものとでは、そういうような工場計画というものを立てて推進するということには非常な困難性がある。そう考えますと、非常にむずかしい問題なんですけれども、国土を完全に利用して農業生産性を上げて農業労働力というものを完全に消化して、その農家の所得というものを他産業に均衡せしめるとすれば、基本法の目的を達成しようとするれば、やはり僕は工場計画というものを立てなくちゃいかぬのじゃないかという感じを持つのです。そんな点どうなんですか。

○政府委員(大澤融吉) 非常に広範な重大な問題と申すのですけれども、方向と申すやういふことでなくちやいかぬと思ひますが、ただ今おっしゃいましたように、工場分散によつて兼業農家がふえることがいいことじゃないかというお話し、それからソニーの例をお引きになられて、農村から通つてくる工員の能率が悪いという問題、あるいはそういうことがあるかもしれない。しかし、農業の立場から考へるならば、問題としては、兼業農家の能率が悪いということ、確かに問題だと思ひます。これは午前中大河原先生だつたと思ひますが、お話しがあつた点でございますけれども、しかし農業という立場から見たら、マイナスかもしれないけれども、社会的な問題として考へるならば農業外の所得と農業から上げる所得、兼業農家からの農業所得と農業外の兼業所得から

あげるものでよい生活ができるということなら、社会的にはいいことじゃないかというふうに思ふわけですが。もう一つ、これも午前中申し上げたのでありますが、兼業農家が持つ農地というものは、ただいまでも、たとへば五反以下の農家二百万戸前後のものが持つてゐるのは六百万町歩のうちの二割程度ですから、農業からしてもそう大きなマイナスがそこへできるというふうにもあるいは言えないのじゃないかと。いうことも午前中申し上げたわけですが、兼業農家のふえるという問題はそういうふうに考へておられます。

○森八三三君 それは兼業農家だろうが何だろうが、所得が上がつて農民だけが他産業に均衡した生活ができればよろしいというものであつてはならぬじゃないですか。もちろん、これは農民に犠牲をしいるというものは、絶対にあつてはならぬと思ふのです。犠牲はあつてはならぬけれども、やはり農民も国全体の経済の発展に貢献するといふ目的は、どこまでもこれは達成しなければならぬ。そのために犠牲をしいられると、これは反発しますよ。犠牲はあつてはならぬけれども、農民さえよければ国土の利用なり土地の生産性は下がつて参つていいんだという理屈は成り立たぬと思ふのです。国土の完全な利用による土地の生産性というものは、どこまでも伸張すべきである。そういう前提に立つて農民の犠牲なしにいかんかなければならぬと思ふのです。土地の生産性は低くなつても、農外収入があつて所得がふえればそれでいいんじゃないか。そういうことがあつてはならぬのじゃないですか。

る通りだと思ひます。私申し上げたのは、そういう矛盾なんかあるということとを申し上げたのでありますが、そういうことは兼業農家から土地を取り上げるというふうなことは、あるいはせひどうしても協業しなさいという強制はできませんけれども、兼業としてやつてゐる農地については、協業の形で能率を上げるとか、あるいはまた信託というふうな新しい制度ができるならば、信託して専門的に農業をやる人が自立経営として立つたに成り立つような構造改善に役立つような使い方をしていくという方向への指導をしなければならぬと、こういうふうに思ひます。

○森八三三君 そこで、日本の経済の高度成長のために、農村に工場を分散するといふことは、否定いたしておりません。いたしてはおりますが、無計画にそれが推進されていくと、土地の生産性というものを高めることに非常に大きな障害を持ち来ますのではないかと。工場の分散というものが僕はいかぬといふのじゃないんです。それはけつこうだ。けつこうであるけれども、それが無計画に進んでいくといふと、土地の生産性というものを低めていくといふ副作用が起きやせんか。それであつてはならぬ。そこで工場の設置計画といふことが、地方分散計画といふものが考へられていくべきではないか。それを考へていくといふと、今度は固定資産税の問題、工場が誘致されてくると地価が上がるというふうないろいろな問題がからまつてくるから簡単にいかぬと思ふのです。多くの日本農業といふものが国民経済、国家経済の伸展に寄与するといふことであればそういうことも考へ、それによつ

て生ずるマイナスはこの基本法によつて国がめんどうを見てやるということがあつてもしからるべきじゃないか、こう思ふのです。そういうふうなことはこの基本法では考へられないかといふのです。また考へなければいかぬのじゃないか、こういうことなんです。

○政府委員(大澤融吉) 工場の地方分散と申しますか、という問題によつて起こるいろいろなことがあると思ひますが、そういうことと農業側には不利のないようにやはり解決をしてやつていくといふことの態度は、私は必要だところ思つておられます。

○森八三三君 それが肯定されれば、現行の固定資産税の税法改正をするといふところまで踏み切れますか。それをやりませんと、工場がどんどん入つてこなければ税金は取れない。取れないから工場誘致といふことが、非常に政治的に要請されておるんですよ。その税法の問題を解決してやらぬといふと、問題の解決には私は現状ではならぬと思ふのです。そこで総合的な施策をするといふなら、この法律は他省とも連絡を取つて考へていくべきだといふように理解していいかどうか。

○政府委員(大澤融吉) 固定資産税の問題からだけ工場の誘致が行なわれるといふことは、私なからうと思ひますけれども、もしそういうことがあれば私は検討をしていかなければならぬ問題の一つだと、こういうふうに思ひます。

されておる。その論議の話を聞きますと、おおむね市町村運営のための税といふことが中心です。それはもう否定できぬと思ふのです。それに関連してもう一つは、遊休労働力が賃金化されるという機会が与えられるということもありません。その辺はよく一つ実情をお調べ願つて、そういう点まで一つ解明をしていただきたいと思います。

○清澤俊英君 この問題は特別取り上げて言ふほどの重大な問題ではありませんが、幸い固定資産税の問題が出たから、大体農林省といふものは税金にどういふ考へを持つてゐるんだか、僕は非常に一つの疑問を持つてゐる。と申しますのは、専従者控除についていふん長い間問題としておりました。それがよりやく白色申告も所得税においては片づいてきた。それを地方税に敷衍する場合に、これも幾らか取り上げられたやうな形が出てきておる。ところが、こういうものをやつていく際に、農林省として少しも積極性がないんです。いずれも農民団体もしくは農民の方から強い声が出てきた。そこで今問題として一つ考へてもらわなきゃならぬことは、地方税のうちの実に固定資産税を計算しますときには、実際農地の現実の価格といふものは、これは収益を中心にして今考へられてゐるのだから、これは私は思ふのです。米の価格を算定する場合でも収益を中心にしておられるが、小作料の算定の場合も収益といふものを中心にして土地価格を算定的に考へておられる。ところが、農地法によつて小作料をきめるときにも大体収益を中心にして、農地局長来ておられますから、

あとで聞きますが、三万円ぐらいで見
ておられるのではないかと。ところが、実
際の価格を固定資産税として定めます
ときには、その資産評価対象価格はそ
の地方の売買価格ですか、そういうも
のを標準にしますと、十万円なり十五
万円になる。こういうものを放置して
おくという事は非常におかしいです
よ。収益の三倍ぐらいの価格を日本国
民の税率の基本とすることは、私は
これはとんでもない間違いだと思つて
どうして農林省はこういう税の負担の
矛盾に対して積極性を持たないんだ。
おかしいことです。いろいろ農業には
保護政策をとっているから、それぐら
いのことはがまんせいというなら、こ
れははつきりしておりますからわか
りますが、こういう点はこの基本法の社
会保障の問題と結んで、私は十分考
えられなきゃならぬ点じゃないかと思
います。

○説明員(松岡亮君) ただいま税制に
対する農政の方の側からの、何と申
しますか要求の仕方が少し足りない
じゃないかというお話でございましたが、
清澤先生も御指摘になりました。専
従者控除につきましては、すでに御指
摘の通り七、八年来努力を続けて参
つたのであります。昨年の税制懇談会に
おきまして、農林省側としてはその
点について大いに主張をいたしまし
て、ようやく実現の運びになったわけ
でございます。

それからその次に御指摘になりました
固定資産税につきましては、ただいま
固定資産税の評価方法について調査
会を作りまして、現に検討中ござい
ます。大体結論が出たのでございま
すが、その際におきましても、全体とし

て固定資産の評価を時価主義によると
いう意見が強かったのでございませう
けれども、農林省側としては、これ
は直接農林省がその席に出るわけでは
ございませんが、その際には農村にお
いては時価主義をそのまま適用するこ
とは、いろいろ米価の算定や、あるいは
農地価格の関係から見ましても無理
がある、その点は修正してほしいとい
うことを強く説明いたしまして、現実
は時価主義であつても、農地の評価に
つきましては、それ相応のやり方をす
る。現在資料を持っておりませんが、
で、具体的に御説明できませんが、そ
ういう考え方でまとめられたのでござ
います。

○清澤俊英君 今の小作料算定のとき
には、収益を中心にして逆算した土地
価格が出ていますね。それは幾らに
なっておりますか。

○政府委員(伊東正義君) 今大体一万
二千円ぐらいになっております。固定
資産税は今参事官から答弁がありまし
たように、大体三万五、六千円ぐら
いの評価になっております。固定資産税
につきましては、今もお話がありまし
たように時価主義によるということに
はなっておりますが、これは現在の農
地の売買が三反とか五反という買値
のようになつておきまして、少
全体の利益を若干よけ見まして、少
し高い価格で買つてもいいというよう
な形で売買が行なわれておりますが、
現在の売買の価格というものは正常
なものではない、これを修正してやる
べきだというふうな意見が出ておりま
して、実行になりますのは、だいぶ先
のこと、昭和三十九年からでございま
すので、その間にまた種々相談をして

いきたいというふうに考えております
が、固定資産税で出ました結論が、そ
のたびに評価額を変へることによつて
固定資産税をよけ取るといふ意味の
ものではございません。もしもそうい
うことになれば、税率を考えたらいい
じゃないかというふうな結論になつて
おります。

○森八三三君 それでは前へ戻ります
が、その正常な家族の構成で正常な
税率を發揮して、ほぼ完全に労働がで
きるといふことを前提として自立農家
というものを考えていく。その場合に
おける営業の内容がさまざまでありま
すから、一がいには参らぬことであり
ますが、その営業の内容に即して適正
な規模を与えてやらなければ自立はで
きないということにならうと思つて
す。そのために二十一条は基盤の整備
及び開発などいろいろなことについて
やつていくというふうに宣言をさ
されたわけでございますから、先刻お
尋ねいたしました、ほほそういう方向
で措置をしようというふうな御回答を
いただきましたので、重ねてお尋ねを
する必要はないかと思ひますが、こ
に言ひ、基盤の整備、開発云々とい
うことに対する助成というものは、そ
ういふことを前提として経済的に可能
な構造のき上がるような助成を考へ
るということだと思ひますが、もう一
べんその点を確認をしておきたいと思
ひます。

○政府委員(大澤融君) 先ほど御説
明を申し上げたと思ひのであります
が、二十一条で言つております農業構
造改善事業、これは農業構造改善と申
しましても、なかなかむずかしい問題
があるわけでありまして、そういうこ
とを、ここに書いてありますように、
農業生産の基盤の整備及び開発とか、
家畜の導入ですとか、あるいは機械
その他農地保有の合理化をするとか、環
境の整備をするとかいふようなこと
を一体としての事業として進めよう
ということ、そういう事業を進める場合
には、ここにありますように助成をし
ていく、こういうことでございませ
うけれども、その中で個々のものにど
ういふ補助を与えていくか、どうい
う補助をしていくかといふことは、先
ほど農地局長が答弁されましたように、
云々、こまかい、必ずしも補助率にな
らないといふこと、そういうことで今
後検討をしていくこと、こういうこと
でございます。

○森八三三君 どうも全部検討々々で
あとへ譲られていくのですから、その
辺が農林諸君としては、何となしに心
もとないという感じを持つと思つて
す。しかし、私は今ここで結論を出
すとは思ひませんが、その検討の結
論というものは申し上げておるような
方向が実現されるように持つていつて
いただきますと、これは非常に大きな
問題があると思つてす。そういう心
がまえで一つ善処を願ひたいと思ひ
ます。

先へ進みまして、先刻大河原委員か
らもお尋ねがございましたが、信託制
の問題、十八条です。ここで農協が
農地を信託されました貸し付けをする
場合、あるいはそれを自立農家に売り
渡しをしようという行為をするわけ
ですが、売り渡しをするという場合にお
ける価格につきましては、先日農林大
臣に収益価格から考えてやらなければ

いけませんよといふことを申し上げた
ら、それに対して、一応もつともだか
らそういう方向に従つて研究をしよう
という御答弁があつたと思ひます。総
理大臣は、いや、それはだめだ、おれは
自由経済論者だから五十万でも百万
でも相対するで売買が行なわれる、そ
へ政府が介入しようといふような意図
はないといふことを繰り返してはつき
りとおつしやつた。ここに二つ食
違つてゐるのですがね、これはどう
なんでしょうかね。確かに一つの自由
経済のもとに置かれてゐるのですから、
売買といふことについては、自由にお
やりなさいといふことではないと思ひ
ますけれども、農業生産の目的として
取得される土地がそういうことであ
つてよろしいのがどうか。それでこの
基本法の自立農業なり所得均衡といふ
目的を達成するための基盤としてふさ
しい存在といふように思ひ得るかと
うかといふことも、私は疑問があるの
です。その辺はどう考えますかね、売
り渡しの場合。

○政府委員(大澤融君) 農地の価格の
問題だと思ひますが、信託で考へてお
ります場合も時価で処理をしていくと
いう思想でございませう。確かに今の
価格は収益といふようなことを考へたら
高いといふ面がございませうけれども、
ある経営がほんの一部の買値をす
るというふうなことで経営全体とする
ならば、そういう地価の中でまかない
切れるのだといふようなことで、買
足したといふことで、地価が今申し上
げたように収益を中心としたものでな
いといふような高い値段を示してお
りますけれども、これから今後の地価
といふものを考へた場合は、なかなか予

想はむずかしいと思ひますけれども、いろいろの調査によりまして、必ずしも高騰一方という傾向ではないようであり、むしろ持ち合いあるいはまた下がっているというところがあるところがある。ことに富山の公明会で、もうそういうふうなことが起つておる。お話をあつたそう。そうした今後の地価の動向というふうなものを見きわめていろいろ施策は考へていかなければならない、こう思ひますが、さしあたり、信託で土地の価格の問題は時価による、こういうふうな考へております。

○森八三三君　そうしますと、今言つたように、将来の地価がどうなるかといふこと、これはだれしもわからぬことである。けれども、この行為が行なわれるその瞬間におきましては一応計算はできるのだから、その瞬間だけを考へておれば、そのときにもやはり収益価格といふものは問題ではない、自然の相対価格といふものでやるのだ、そういうことです。営業としては全然経済的にペイしないものをとるということになるのですから、そういうものを与へること自体は、自立農家を育成するという觀念にならぬと思ひます。そういう土地は他日の値上がりをしてそれを他に転売しようといふことで、ほんとうの自立農家たらんとするといふ収益性のない土地を取得するといふことは常識ではない、考へられないのです。それはおかしいのじゃないか。自立農家を育成するために農協が信託制度によつて土地の売買のあつせんをやり得るといふのです、それは営業を目的としなないもの、か、ということまでやるということはおかしいと思ひますが、それはいいです。

○政府委員(大澤融吉)　信託の制度を考へましたのは、一方に土地を手放したい人がいる、すぐには売れないというふうな場合、あるいは究極的には手放したくないのだけれども、手放さないでそのまま人に貸してあるのでは不在地主になつてしまふというふうなケースを避けて、土地を流動化しようといふことがねらいでございます。ですから、同時にその土地を残つた人の構造改善のために使うといふことがねらいでございます。今申されたような営業しない人に土地を渡すのだというふうなことは、この制度としてはならないわけでありまして。

○森八三三君　私はその前段の方の貸し付けは今まだ論議はしていないのです。「又は売渡しに係る」と、その「売渡し」の方の話を申し上げておるのです。「売渡し」といふことは甲が売つた、農協が中へ入つて買いたい人に売つたわけでしょう、その場合にその価格というものが、以前における営業の対象の基盤としては経済的に首肯し得ないこの制度でやるということ自体が、所得を均衡せしめるために農業基盤の拡大をするという目的には沿わないのではないかと。それをごく一部で一町歩で現に経営しているものが一反とか二反とか、何かが都合で手に入れた方がいふといふ場合は別です。しかし今こゝで考へておられるのは、相当の面積といふものを離農する人から農協が預つて、それを落ちついてやつていこうといふ人に売り渡してやろう、こういうことが精神だと思ふのです。その場合にその土地の価格がその時点にお

ける農業生産物の価格と対比いたしまして当然問題にならぬというふうなことをやるということ、そういう行動をとるといふことは、この法律の趣旨ではないといふことになると思ふのです。そういうことまで期待しているのですか。

○政府委員(大澤融吉)　先般からお話をございまして、地価が高いといふことは、農業構造改善を進める一つの障害、確かにそうだと思います。しかし先ほど申し上げましたように、高い地価ではあるけれども、一部の買い足したといふことで、経営全体の中ではその高い地価も消化されておるといふようなことで、今までは解決されておるわけですが、今後信託の場合もあるいはそういうケースになるかとも思ひますけれども、信託で土地が流動化するのがどのくらいになるか。あるいはまた今後の地価がどのくらいになるか。信託でたくさん土地が流動化するといふことになれば、地価も下がるというふうなことも考へられ、そういうふうな推移も見えて適切な施策をやつていかなければならぬ、こういうふうに思ひます。

○森八三三君　くだいからあまり言いたくありませんが、推移を見て考へるのではなくて、その時点においてそういうことがこの法律の期待することかどうかといふことと、とうてい経済的に成り立たないといふものをあえて買おうとする人は、おそらく僕は農業経営の基盤として取得するといふ觀念ではなくて、多少の余裕金があるから、その余裕金運用の手段として他日の値上がりをして期待するということにお

ける土地の取得であらうと、こう思ふ。そういうことまでこの農業基本法はやらせるということなんですか。

○政府委員(大澤融吉)　そういうことはあつてはならないところでありますが、構造改善のために土地は使用され、こういふことが目的でございます。

○森八三三君　だとすれば、その場合にその構造改善をやつて営業が成立するような価格において、その行為が行なわれるように政府としてはめんどろを見てやるということにならなければおかしいと思ふのです。そいつを時価が起きてくると思ふのです。農林大臣はごもつともだから研究しようとおつしやつておる。総理大臣はあくまでも自由主義だからだめだとおつしやつておる。そこに食い違ひがある。農林省の考へはどうなんですか。

○政府委員(大澤融吉)　農林大臣は研究しよう、こう言われたのであります。私どもも今後の推移を見て適切な手を打つように研究いたしたい、こういうふうに思ひます。

○森八三三君　これは平行線です。から、この辺でやめますが、ほんとうにその問題を解決していきませんと、これは幾ら言つても、自立農家を育成するとか何とか言つても、問題にならぬと思ひます。十分一つ御研究をお願いしたいと思います。

それから前段の方の貸付ですね、この場合は現在自分の所有している土地は売りたいくない、しかしその土地を耕作する意思もない、そこで農協にその土地を信託する。農協はそれを他の営業するといふ希望の人に貸付

をする、こういうことだと思ふのです。だからそこに時間的な制約があらうと思ふのです。無期限に貸してしまふといふことになればこれはまあ問題にならぬ。時間的な制約といふものがあらうと思ふのです。その時間的な制約は、一体どう考へになりますか。

○政府委員(大澤融吉)　貸付の場合は五年以上の期間を考へております。

○森八三三君　そうしますと一応五年といふのが出たわけですね。と、Aといふ農家が、五年間は一応耕作する意思はございせんから、信託いたします。それを今度はBといふ農家が五年という期限で借り受けて、そうしてその拡大された農地といふものを対象に営業計画を立てる。五年たつたらそれを返さなければならぬといふことであつて、一体自立農家たり得るかどうか。五年間だけはいいのですよ。五年たつてはその耕地を返さなければならぬ。その問題をどう処理するのか。そしてまた農地を拡大した場合には、それに見合う農機具その他のつと施設を全部やると思ふのです。そういうものは五年間できちやんと償却が済んでしまふやうなすつきりした計画が立てば、これは経済的に損害はないと思ふ。そんなにまい調子にいいはずはないと思ふのです。そういうことがこの貸付信託制度といふもので期待し得るかどうか。信託制度を開くといふことは、調子はいいいんですが、だんだん考へてみると、そこにどうも實際上の効果といふものが、売り渡しの場合にもこれは営業の対象としては問題にならぬのじゃないか。貸付の場合にもそういう制

約のために、借り受ける方が私は簡単に乗ってこれないということになると思うのです。そういう心配を持つのですが、そんな心配は要りませんということなんですか。

○政府委員(伊東正義) 御質問の点は、私はそういう心配は全然ございせん。とまでは言い切れぬと思ひます。が、大澤審議官が申しましたように、期限は五年以上ということにいたしておきます。上の方何年とは切つておりません。これは私も同じです。ば、なるべく長い期間をつけますことが、先生のおっしゃいますように借り受けた方は経済的だということとは当然でございすので、ある程度長い期間をつけることは望ましいのでございす。これをあまり長くいたしません。と、目的の信託がなかなか出ないという問題もございす。それで一応信託規定で五年以上ということにするつもりでございす。これは先生が御心配になるような点もございすので、農協が中に入りまして、期限が切れる前に、次の作付に移ります前に、信託の委託者と相談いたしまして、これはもつと期限を延ばしてもらうことが出来るかどうか。あるいは譲り渡し信託にするかどうか。どうしても返さなければならぬかどうかというように、農協が中に入つてもらつてよく相談して、なるべく借りました人の経営が安定するように、次の期間について何らか考へてもらつていふやうなことを、農協が中に入つてやつていふやうなことを考へようじゃないかということ、農協の指導でよくやういふことはやつてみたいというふう

に思つておりますが、先生のおっしゃいますことは、全然心配ございせん。というわけにはいきませんので、その辺は指導で何とかうまくやつていくことを考へたらどうかというふうに思つております。

○森八三三 非常に農地局長簡単に考へていらつしやるようですけれど、五年以上という期限は切られましても、これは更新をすることはもちろん認めていふと思ひます。ですから信託者から見れば五年という年限を切つておいて、そうしてそれでまた自分が耕作する意思があればまた更新をすると、こういうことになるのは当然であると思ひます。初めから五年以上だから三十年にいたしますなんという人は、まあ、おそらく、農地局長のようなりつぱな人でなければならぬと思ひます。普通の觀念ではそれはないと思ひます。そうすると、借り受ける者から見れば、計画上は五年というところで考へざるを得ないのですね、建前上。そうすると、その五年という期間でその土地を耕作するに必要な労働力を整備すること、それに必要な農機具その他を整備することをやつて、五年間にそれがきちんとやういふものが済んで、もし返済をしなければならぬというときには、何らの経済上負担はないというやうなすつきりした営農というものは、私にはわかりませんが、そういうことは農業経営上可能なことと考へていふやうな。私はそのそれは簡単にきちんきちんと整備をしては決算報告を出していくというやうな調子には、農業経営というものはいかぬのじゃないか。もしそうだとすれば略奪農業で、五年間は無肥料で荒らしほうだい荒らしてやれということ

になる危険もあるのです。もしそうだとすれば、これは信託する人はなかなか容易に應じないし、客観的に考へても、せつかくの国土を荒廃せしめるということになるのですが、これは大きな問題だと思ひます。やはり愛護していかなければならぬ。愛護していくとすれば、なかなか簡単に、五年間できちんきちんと決算をしてやういふことにはならぬ。心配がないとは申しませんが、この心配が大部分で、その心配のないという場合はごくまれであると思ひます。こういうことじゃないですかどうですか。

○政府委員(伊東正義) 信託の規定を作りまして農地法で特例を認めようという前提になりましたことは、これからの経済成長の問題を考へて、農業の就業人口の問題を考へて、従来農地法というものがやういふものに対してある制約になつていたという前提条件から出発しての問題でございす。それで先生のおっしゃいましたように、たとへば五年は貸したが、あとはまた返してまた借りて農業をやるといふやうなことが原則じゃないかというやうな御質問でございす。この規定を考へました前提が先ほどのやうに、就業人口はたとへば減るだろう、またほかの経済成長というものは相当伸びるのだというところになります。その辺のところは、先生のおっしゃいますやうに、必ずしも、歸つて来てまた自分で耕作するのだという例が多いか、そうでない例が多いかという判断でございす。私が、私も少しは、これからほかの産業が伸びてくるというところでは、歸りましてまた五年たつたら農

業をやるといふ例の方が少ないのじゃないかというふうには考へております。しかし、そう言ひましたも、先ほど言ひましたやうにこれは具体的な問題としまして、また歸つて来てやりたいという人があることはこれは想像できます。しかしその問題につきましては、なるべく農協等に入つてもらひまして、借りた人の経営が安定をしていくという指導を信託についてはいたしていきたい。どうしても万やむを得ざる場合には、その借りた人につきましてその人が努力をいたしますか、機械等の整備をするというやうな問題がございす。それから、これは農村の中でいいますと、農協あるいは農業委員会というやうなものが、いろいろな関係者と相談の上で、その農村の中でまた共同経営でございすとか、いろいろな過剰投資にならぬやうなことをいふやうなことを、これは当然考へる必要があると思ひます。これは、現実の問題として、指導その他相当にやういふ力を入れまさんと問題があるだろうというところはわかります。

○森八三三 局長のおっしゃるやうになることはいいと言ひませぬし、そういうことを期待はしますが、五年以上とこの信託制度に關する規定ができません。現在の一般的な思想といひます。現在、その一般的思想といひます。五年以上と考へるのです。更新を認めぬとなれば別ですが、更新は可能なんです。それから、五年とすると、その借り受けた人から見れば、あの人は五年たつたつてとうてい歸つてこないと思ひましたも、五年たつて返すということを前提に計画を立てざるを得ないわけですね、これは約束ですか

ら。そうすると、私の申し上げましたやうに、せつかくの耕地を荒廃に歸せしめるということになる危険があるいはせぬか。五年たつたら返すのだという、これは法律上の行為です。だから、いやとは言ひませぬし、だとすれば、万が一返すというときに、土地を肥やして、りつぱなものにして上げて土地を返して上げたんじや、つまらぬ。これはいかげんにやつて、略奪農業やつちまへといふことになる。そのことは、国全体から見れば非常に大きなマインナスになりはせぬかということなんです。その押えがこれではできぬじゃないか。そういう善意なことばっかり考へておつちやいかぬので、農村の実態というものは、そんなものじゃないと思ひます。だから、むしろこの貸付制度というものはきつめて例外的な存在であつて、後段の方の「又は荒渡し」、こつちの方に主力を置くべきではないか。主力を置くとしたら、収益換算価格で取り運びをせぬことには、この農業基本法の目的に沿つやうな農地の移動ではなくなつちまう。これは、道路敷地や学校敷地に充てることを期待して農地の移動が行なわれる。そういう場合には、農業収益換算価格でなくとも、これは可能なんです。そういうあつせんといふものを、農業基本法に基づく信託制度としてはやるべきじゃない。私は、それはやるべきではないと思ひます。そういうあつせんだったら、ただし、形式上は出ません。表面には出ません。出ませんが、私は、実態が、そういう価格の面から、そういうやうに結論してもいいと思ひます。米や麦や野菜を作つてど

うなる、それに引き合はぬ価格で買

うという人は、これは農業基本法にいう営農者たんとする人ではないと判断していいと思う。そういう面にこの基本法が働くという事は、基本法としては邪道を歩いていくのじゃないか、こうなるのじゃないか。邪道を歩かせぬようにするためには、収益換算価格でやってやらなければならぬ。その収益換算価格でやったものは、工場敷地なんかに、ちやうど農地解放のときのようなことになっちゃって困る。そのときの押えはまた別にやればいと思う。それくらいのことば考えてしかなるべきであつて、それを考えなければ、この農地の移動ということについての信託制度というのは生きてこない。この思うのですが、どうですか。

○政府委員(伊東正義) 今先生の御質問は、おそろく貸付信託より、売り渡し、譲渡信託の方が多いのじゃないか、そういう前提に立てば、農地の価格の問題をもつと研究すべきだという御質問だと思ひます。これは初めて行なう試みでございますので、どういふふうにやっておりますか、これだけが労働改善の大きなきめ手でもございませぬが、私どもとしましては、おそろく最初の動きは、譲り渡し、譲渡信託よりも貸付信託の方が多いのじゃないかろうかと実は予想いたしておりました。といひますのは、今までは、都会へ出て働こうという場合には、どうして、不在地主というふうなことで買取られてしまふというふうなことで、なかなか出れなかつた人が、やはり将来には所有権は場合によつては返つてくるのだという前提で、貸付信託というふうな前提で、出て行く人が私は多いのじゃないか。今先生おつ

しやいましたように、すぐに売つて出てくるという事は、農村の実情その他からしますれば、すぐに売るといふことよりも、将来は返るかも知れぬ、返る可能性があるのだというふうな貸付信託を最初やらまして、そのあとで売るといふようなことに私は切りかわるといふ実例が多いのじゃないかというふうには思ひます。ただ農村といひましても、都会近辺といひな、いろいろ純農村では違ひがあるのだから、いろいろ純農村では違ひがあるのだから、実はそういう予想をいたしております。

それで価格の問題でございますが、先ほど大澤審議官から答弁がありましたように、私どもの現在の考え方は、やはり農地価格というものは、もう少し長い目で見る必要があるのじゃないかというふうなことで、価格統制とか、価格統制を今しようというふうなことは実は考えておりません。問題は二重価格というふうな問題になります。これも試算いたしてみますと、三十四年ころは五万二千町くらい有償で動いておりましたが、これを今の農地法の一万二千町くらいと十七、八万という差額を考へてみますと、五、六百億になつてくるというふうな問題もございまして、農地の問題、価格の問題、非常にむずかしいのでございまして、現在、私の方でいたしましては、この問題はもう少し長い目で検討いたしたいというのが、われわれの態度でございます。

○森八三三君 それは伊東局長、おかしきじゃないですか。一ぺんは離農して都会へ出て行くが、その連中が帰つて来ることを前提として物事を考へて

いくのじゃないに、出て行く人は社会保障制度も充実いたしまして、就労なんかについても最賃その他を整備して、安心してやつていけるようにいたしまして、行く人はおいでなさい。その人を迎へ入れることをしよつちやう考へておるといふ態勢ではないはずなんで、それは、一ぺんは出て行くが、帰つてくることはしよつちやうこの法律は期待をしておる、こういうことになるのですか。そうじゃないでしよう。行く人に対しては、社会保障を万々するから帰つていらつしやるなというのが前提なんで、万が一帰つてくる人のためにどうということであつちやならぬと思ひますがね。これは大澤さんどうですか。

○政府委員(大澤融吉) 歸つてくるとかこないとかいうことじゃなくて、この制度の利用のされ方は、こんなふうな予想されるのじゃないだろうかというお話だつたように私聞いております。

○小林孝平君 議事進行。今ちやうど私は議事進行で、委員長に申し上げようと思つたことが出たんですけれど、この今第四章をやつておりまして、私がその質問を実はやろうと思つておることの一つに、十九条ですね、「教育の事業の充実」これはこの基本法で非常に大切な項目なんです、教育の問題は、そこでこの教育の問題をお尋ねしたいのですけれども、これは農林大臣にお尋ねしても片づかない問題なんで、文部大臣に来ていただくかそれか第二十条は、これは労働大臣、厚生大臣に来ていただくか、それから、通産大臣もあります。その

他、今あげたのは全部というのじゃないのです。例をあげたんです。そこで、今、森委員からもお話があつたように、農林省の答弁を聞いておると、出したものがまた社会保障制度の不備のため、あるいは最賃制の不備のために農村に戻つてくることを前提にして考へていられる。ますます私が今、労働大臣や厚生大臣呼んで聞かなければならないような事態になつてきたわけなんです。そこで、委員長も、今森委員と政府委員との質疑応答を聞かれてみると、これはやつぱり呼ばなければならぬということがおわかりになつたものと思ひます。従つて理事会で御相談下さいまして、関係の大臣に来ていただきます、とくとも一つ御質問をしたい、こういうふうな思ひますから、よろしくお取り計らつて下さい。

○委員(藤野繁雄君) 理事会で協議いたします。

○東隆君 私は今森さんの質問に関連して質問をいたしますが、信託問題です、これは期限を付されて五年以上とこいうふうな考へていますが、私は今の農地制度は自作農主義を中心としておると思ひます。それで信託制度によりまして、これを合法的な不在地主を実はこしらへておるのじゃないかとこころ考へるのです。そういうふうな意味で、私はこの信託制度によつてこの合法的な不在地主をなくするたために、逆に期限を付して、そうしてその期限後には当然不在地主でない在村地主にする、そういう形をとる自作農主義を貫徹させる方が適切でないかとこころいふに考へるわけなんです。私どもの方の案では、今の問題は第十三条の三号に「農用地の権利移動の適正を期

するため、農業協同組合が一定期間内の農用地の信託を引き受けることが出来るようにすること。」とこいうふうな規定をしました。その意味は、信託に付して、そうして外へ出ていく人に五カ年なら五カ年という期間を、帰つてくるなりいろいろな事情がありましようから、その権利を保有させるのだと、そういう意味に解釈をしているわけなんです。これは所有権の問題その他に拘束を加えたり、いろいろな問題が起きてくるかも知れませんが、そういうふうな解釈をする方が適正でないかと、そういう考へ方を持つのですが、これは今森さんの質問と関連をして、私は森さんの考へ方は、今言つたような考へ方ではないかと、こいうふうな思ひます。この点は、農地法の基本的な考へ方から私は割り出していくべき筋合いのものでないかと、こいうふうな思ひますが、この点はどうか。

○政府委員(伊東正義) お答えいたします前に、先ほど森先生にお答えした中で、歸つてくることを前提としておるのかというお話でございましたが、いささか弁解いたしますれば、森先生の御質問で、五年という期限がある、そうしますと五年たてば契約の更新をしないとか、取り上げるとか、あるいは売つてしまふとかいふいろいろなことになるのではないかと、そうしますと、借りてゐる人の経営が不安定になるんじゃないかという御質問であつたと思ひます。そういうことで、たとえは五年というもので五年たちました場合に、借りてゐる人にその土地がいかなくなるという場合はどういふ場合だろうかというのを考へてみますと、歸つてきて自分が自作するのだとい

う、ほとんどそういう場合だろうと思
います。あとは売るといふようなこと
であります。その人が借りて耕作
をしてるのでございまして、それ
は大体当然その人に土地が渡るとい
うことになると思ひますので、その人
に土地が渡らないで、別なところにい
くという場合にはどうだろうかとい
うことを想定しますと、帰ってきて自作
をしたのだといふことだろうとい
ふに理解をいたされたいので、私は
先ほどのような答弁をしたのでござい
ますが、これ全般の考え方は、信託を
やりました前提の経済条件といひま
すか、ゆえんは先ほど申し上げましたよ
うに、貸した人が帰ってきてやるとい
うことを前提としているのではござい
ませんので、その点は御了承願ひたい
と思ひます。

東先生の御質問でございしますが、不
在地主じゃないか、認めたような格好
になっているんじゃないかといふこと
でございしますが、従来不在地主として、
従来の農地制度で排撃されました不
在地主といふものは、これは高率小作
料を取って、自分で労働はせぬで高い
地代を取っていたといふこと、あるいは
そういう地主に非常に農地が集中さ
れていたといふようなことがあつたの
でございしますが、今度の農地法では、
いわゆる小作料の問題は、これは信託
をいたしました場合にも、これは統制
小作料といふものが前提になつており
ますし、所有権は、実は農協に信託い
たしますれば、所有権は農協に移りま
す。農協に移りました上で、農協があ
る農家に貸し付けたり、あるいは譲り
渡しをするわけではございしますが、しか
し、信託契約で将来はそれは貸し付け

でございすれば返るといふことにな
るわけではございしますが、所有権は一応
農協にあるわけではございします。しかし
農協が所有権を持ちましたも、従来の
ようなそこに農協が膨大な土地を持っ
て人に貸し付けるという形は、あるい
はそういうことが出ましても、従来の
地主とはこれは違ひまして、統制小作
料で最も農業構造の改善に適當な人に
貸していくといふことではございする
ので、農協に所有権が集中するといふ形
になりまして、従来のもとの質的に
違ひといふことで、私もこれはどうい
う制度でどうだろうかといふふうに考
へたわけではございまして、所有権は都
に出た人が持つておるんじゃないとい
ふ法律構成にはなつてゐるのでござい
ます。

東先生 今のお答で了解をするの
ですけれども、しかし、自作農主義の
問題から参りまして、私はやはり外に
出ていくものは、これは合法的な私は
やはり所有権を持つてゐると、どうい
うふうに考へます。合法的ですよ。
従つてそういうような意味から、耕作
者に土地が与えられるような機会を一
定の期限を付してやれと、そういうこ
とは私は善政でないかと思ひます。そ
れが正しいやり方でないかと思ひます。だ
かば耕作をする者に重点を置いての考
へ、ことに農地法は自作農主義を中心
にお考へになつておるのだから、その
点からいって耕作者に土地が与えられ
る機会を五年なら五年と、こういうふ
うにやる、こういうことが法律を作る
上においての一つのやり方でないかと
思ひます。それを無限に延ばしていくと、
先ほど言つたように、森さんの言われ

たような形が出てくる。こういうの
で、私はどうもこの信託制度を取り
上げになつた考へ方には、農地法の基
本的な考へ方から逆の考へ方に來てお
るのじゃないか、こう考へるので、こ
れは議論が分かれるところでしょう
から、もう一度お伺ひします。

○政府委員(伊東正義) 御質問で
ございしますが、農地法では、まあ自作農
主義といふ言葉はございせんが、
今の農地法は農地改革の制度、成果を
維持していくといふ前提になつており
まして、先ほど申し上げましたよう
に、不在村の地主をなくす、あるいは
小作料を統制しますとか、あるいは在
村の地主でも小作地の保有は制限しま
すといふような農地制度改革の成果を
維持しておるわけではございします。そ
のねらいは、やはり働く耕作者の労働に
対しまして正当な収益が供されるとい
うことが前提になつてゐると思ひま
す。その場合に、まあ手段といひしま
して農地を耕作者がみずから所有する
のが望ましいのだといふことをいつて
おるわけではございしますが、今度の農地
法の改正におきまして、先ほど申し
上げましたように、耕作者の地位とい
うものにつきましては、小作料の問
題、その他従来の土地制度には戻らぬ
といふ規定につきましては、これを改
正をしないで農地制度改革の成果はそ
のまま維持するといふ前提に立つて、
そういう規定は一切いじつておりませ
ん。ただ、今先生のおっしゃいました
こういう信託の場合でも、耕作者に所
有権を与えるのが一番いいのじゃない
かといふ御意見でございしますが、こ
れは譲り渡し信託等でありまして、ま
さにその通りでございしますが、全部そ

いうことにいたしますと、やはりよく
言われますように、農地法というもの
がやはりそれは就業労働の移動の制約
をするといふことになるおそれもあり
ますので、貸付信託といふ規定を置き
ますが、しかし、これは決して耕作者
の地位を、所有権をたゞ五年間
期限を切つて所有権を与へますれば、
安定するのだ、五年たてば別だとい
ふような問題でなくて、私も前から見
れば、それは五年といふ期限が切つてあ
りますれば、将来また戻つてくるかど
うかといふ不安があるといふことはわ
かるのでございしますが、その点は指導
によりまして小作権を保護していく、
小作料も統制小作料でやっていくとい
うことであります。所有権を全部
持つてしまふわけにはならないとは考
へておられますので、現在の農地法の
許可範囲で認めていいのではないかと
いう前提に立ちまして、貸付信託とい
う点も認めるわけではございします。

○森八三君 この問題はこの程度に
いたしまして、その次にこの二十二条
に「国は、農業構造の改善に係る施策
を講ずるにあつては、農業を営む者
があつて営む林業につき必要な考慮
を払ふようにするものとする。」とい
ふことですが、ここで同じように
沿岸では漁業があると思ひます。農
業を営む者があつて営む漁業につ
いてはなぜ入らぬのか。林業だけをこ
に取上げて漁業といふものをどうし
て取り上げられなかつたのか。これは
相当の理由があると思ひますが、その
理由を一つ承りたい。

○政府委員(大澤融君) おっしゃる通
り、漁業はここには特に取り上げませ
んが、他の一般の兼業等と同じような
取り扱ひをいたしております。特に林
業について農業構造の改善といふふ
に取り上げましたのは、林業が農林と
同じように土地の上で行なわれている
といふことがございしますけれども、も
う一つは、林業一般の基本問題と申し
ますが、基本対策と申しますか、基本
問題調査会の答申というふうなもの
だ、いふおられて出ましたので、農業
はよくおられておりますけれども、農
業の自立経営といふようなものの育成を
考えます場合には、農業だけで自立経
営にはなり得ないけれども、同じ土地
で林業を一体として考えるならば農業
だけで自立経営になり得るものと同一
ような形が考えられるわけではござい
ます。またわが国の農業を行なつてお
ります者の七割くらいは、同時に山林を
所有しておるわけではございします。また国有林と
いふようなものについても、国有林の
国土保全とか、その他の立場はもちろ
ん考えなければならぬと思ひますが、
農業を行なう人に、国有林の一部を開
放して農業と一体として自立農家と同
じようなものになり得るというふうな
ものが考えられるわけではございします。そ
ういふ意味で林業は特に農業構造改善
といふ場合に特別の措置をして農業と
一体と考へましようといふことで取り
上げたわけではございします。

○森八三君 林業といふのは、絶対
に土地の上に営まれる業であることは
間違ひありませんが、沿岸における漁
業の場合にも、土地の上に行なわれる
養殖漁業といふものがあるのです。こ
れです。これは特に基本法で第二十二
条をお入れになりましたのは、自立農
家として合せて行なう農林水産業に

ついでに総合的に見てやるのがふさわしいんだという考えから出発したんじゃないんですか。今取り上げて聞きますと、審議官がおっしゃるようになります。理屈をつけなければならぬからそうおっしゃるのだと思いますが、こういう考え方で出た基礎というものは、一つの正常な家族の中に行なわれている業が、農業なり林業なりという形になっている。しかし、その主たるものは農業であるという場合には総合的に見てやるべきが、所得を他の産業者と均衡せしめるという目的を達成するためにふさわしいからというので考えられたのであって、ここで漁業を落としたのは別段深い意味も何もない。ちょっと忘れた格好だということじゃないのですか。そういうことじゃないんですか。沿岸における漁業というものは、やはり総合的に見てやるということが正しいんじゃないのですか。

○政府委員(大澤融君) ただいま申し上げましたように、ほかの産業、一次産業でありまして、ほかの産業は農業からみれば兼業ということになるわけですが、今申し上げたような意味で林業は同じ土地の上で生産も行なわれるというところで、農業と一体した考えて自立経営というようにことを目標として育成をはかっていたらいいじゃないかという意味で、林業だけ特別にこういう考え方をしたわけでございます。

○森八三三君 同様の考えに基づきまして土地の上に行なわれる沿岸漁業等についても、養殖的なものなり副業的に行なわれて、農業が主である。合わせ営むという場合には総合的にみてやるということの方が、その農家にとつ

ては非常にふさわしいことになると思えますが、それはならぬでしょう。これはいろいろな資金の場合とか、いろいろな場合にそういう問題がずっと重なってくると思うのです。

○政府委員(大澤融君) 林業は農業と違ひまして、特に最近の林業の場合には肥培管理をいたしますとか、あるいは従来のように非常に太い材木でなく、きつねな材木が、むしろ小径木の方の需要が強くなるというふうなことで、農業的に肥培管理の林業をやるといふようなことになってきていくわけですね。同じ土地の上で農業と一体として経営もやり得るわけですね。漁業なんかとその点は非常に違う点だと思えますが、そういう意味で農業と林業とを合せて自立経営というふうなものを考えるべきであるという考え方でございます。

○森八三三君 それでは東委員からの御質疑があるそうでございまして、まあお尋ねをいたしますればいろいろございまして、この辺で私の質問は打ち切りたいと思えます。最後に一点だけお伺いいたしますが、何条でしたか協業の問題が取り上げられている。協業の姿がだんだん進んで参りますと、多年農民諸君から要望されておりました法人の問題に発展していくと思

ぬと思うんです。その場合に一番大切な問題は、何といつても私は資金の問題だろうと思うんです。その資金が十分に供給されませんと、せっかくの法人もその機能を十分に発揮するということにはなりかねると思ひます。

ところがその金融の面になりますと、遺憾ながら有形的な信用というものがおもに考えられるというところでございまして、零細な農民諸君が法人に結合されまして、その信用力というものは、金融上非常に薄いというふうに私は見ておるのであります。しかしながら、農業経営をやっております限りにおいては、それぞれ土地を持っておりますから、土地というものが担保といふことが、金融上の対象に供せられるということになりますれば、零細な経済的には困難をしていますが、農家でありまして、金融上の信用力を確保するには相当なものがあ

ると思ひます。そういうことを考えて参りますと、ここに今生まれ出でんとする法人は、少なくとも保証責任組織が、私は理想としては無限責任組織が適当だと思ひます。非常に法人を作ることには支障があると思ひます、そこまで持つていくことには、がしかし、そういうことを考えてやるべきが、生まれ出る法人のために、非常に親切な行き方である。また、そこまで精神的にもはつきり結合するといふことになって、初めて法人の目的を達成するといふことにもなると思ひます。

ということになる危険を私は感ずるのです。そういうことをお考えになつておらぬと思ひますが、そう考える御意はございませうでしょうか。

○説明員(酒折武弘君) 現在の生産法人は有限責任制といふことで提案しておりますが、これは無限責任にいたしますことは、おっしゃる通り債権者保護なり、あるいは融資の促進という点では望ましいことであらうというふうに考えておる次第であります。しかしながら、一方におきまして無限責任制をとるといふことは、むしろ組合員の責任が過大になるというふうな点で、どうも生産組合を結成しにくくなる、結成したからなくなる。かえつて生産組合を作るといふような傾向が促進されないという点の心配がある。また、あるいは結成したものにつきましては、新たな加入がなかなか促進されないというふうな点がある。そういうふうな心配がございまして、有限責任としたわけですが、御意見のようない信用力強化という点については、有限責任の場合におきましても組合の連帯保証制といふようなことを採用いたしたことで、一面の解決はできるのではないかと、こゝろに考えております。

○森八三三君 今度この法律によつて作られます法人に対しては、国としていろいろな保護助長の政策をとるわけですが、まあこの法律ができませんでも、有限会社組織なり、その他をやるうとすれば、現行法規のもとでやれるのです。ただ農地制度の問題だけが問題なんです。やれるのです。そういう勝手におやりになる方は、おやりにな

なければよろしいわけですね。で、国が非常な保護助長を加えていくとする場合には、いやくも生まれ出た法人といふものが、完全に育つていくということを親切に私は考えてやらなければならぬと思ひます。そのためには、その組織員の団結というものも強固でなければならぬと思ひます。そのためには有限責任よりは無限責任でやれば、その始めた仕事に対していかなる困難があつても、これは石にかじりついてもやつていくことに当然な

ります。有限責任のように、しくじつたら放つてしまふというふうな軽い気持ちにはなれないのです。それが一つ。それから私はさつき申し上げました、たとえ連帯保証という制度があるにいたしましても、組織自体がそうなつておればそういう制約をする必要はないのです。だから、そう考えてやることの方が親切だと思ひます。

しかし、いやな人は何人も入らなくていい。自由に現在の法規に基づいて、農地制度の問題だけ多少緩和をしてやつて、自由におやりになればいいのです。それに対しては、国としてはいろいろなことに對して十分な保護助長はしない。保護助長をする限りにおいては、その法人といふものは完全に育てていくのだ、それには徹底した資金の供給もやれば、その他のこともやつてやるというところで意義があると思ひます。なぜそう考えていかぬのか。できぬからかぬというのではなしに、これからできるものについてはめんどろをみてやる。そのためにはお前たちに固まってくるなら、今後助長してや

ろ、国民の血税を投入してやろう、これだと思ふのです。やれないというのではないのです。そういう農地制度をちょっと変えれば、現在の法規でもやれるのです。有限会社でも何でもやれるのです。しかし、国が血税で保護、助長をしようというのには、相手の組織の強化なこと、その組織員の団結も固まって、全財産を投げ出してやりましょう。そこで血税で援助をしてやろうということも、国としても当然でございましょう、お金の使い方としても、そうでなければならぬと思うのです。税金で取ったやつを補助するのですから、その仕事の途中で投げやりなものをやっちゃいかぬ。それにはそういう見通しをつけてやっていいのじゃないか。

○説明員(酒折武弘君) ただいま森委員の御意見は、無限責任を原則にして、いやな者は有限会社でも作らしたらいいじゃないか、そういう御意見のようでございます。私の方の考え方は、できるだけ生産組合を作りやすいようにしてやりたい。そうしてその信用力については連帯保証というふうなことで、やむを得ない場合にはカバーするといふふうなことが、農民のためには親切じゃないかというふうな感じが持っているわけでありまして。

○森八三三君 私は逆の意見を持っておりますから、これ以上農協部長と討論しても、平行線ですからこれで打ち切りますが、どうも考え方が少し平行しているの、もう少し私は真剣に協業というものは、途中で中断をしないようにしっかりと育てていくように考えたいと思ふ。そのためには無限責任でやれば、途中でやめるなとい

うことはできません。有限であれば、失敗したときには、それでおしまいです。そのためにかえって物事を強固に進めていくというときには支障がある、こう私は思ふ。これは意見になりますからこれ以上申し上げません。他にもございしますが、東委員から御質問があるからですから、私はきょうはこれで質問を終わります。

○東隆君 今、森委員から協業の問題で新しくできる農業生産協同組合は、無限責任にした方がいい、こういうお話しであります。私もこれには賛成をします。それでこの問題は、五人以上の者が集まればできるようなふうなことになるおそれがあります。一戸でも五人くらいは十分にあるところもありまして、二戸集まったら大抵五人くらいになる。従つて無限責任でまともなふうなふうなふうな農業生産協同組合ならば、私は有限責任の農業生産協同組合もできない。だからこの程度のものでまともな、組織をすることができるとありますから、私はやはり無限責任で作つて、そうして十分に受け入れ態勢を作ることができ、こういうふうなものを作るのが、これが私は農村では正しい行き方じゃないか、こういうふうな考えをわけです。私はまだ農林省の方でこれに踏み切れない理由は、農協とそれから生産協同の一段階を考へて、組合員としての農業生産協同組合、こういうふうな考へておられるから、私はそういう点が出てくると思ふのですが、私はもう一度昔の産業組合時代の農事実行組合のような簡易法人を部落に作る、そういう考へ方を一つもう一度考へ直すと、私はこの無限責任の生産農

業協同組合というふうなものはきわめて簡単に考えられるし、無限責任の会社やあるいは合名会社、あるいは合資会社と肩を並べていく意味においても、私は無限責任のものをこしらえた方が力が十分に入つて農協としても、自分の組合員として十分に力を注いでいくことができる、こういうふうな考へます。そんなふうな意味で、これは一つ、きょうは時間がございませぬけれども、十分に一つ検討をしておいていただきたいと思います。この意見は私は、大きな農業基本法を将来動かし、いく上において基本的なものにならうと思ふ。農村における組織的な活動を進めると同時に、経営を非常に近代化する意味においても、私はこの二段階のやり方を考えられれば、今の問題は相当合理性を持つてくる、こういうふうな考へますが、これは一つ研究を願ひたいと思ふのです。

私は二章、三章のことで少しお聞きをいたしたいことが残つておりますのでその点についてお聞きをいたします。昨日福島へ行つていろいろお話を聞いたうちに、どうも政府の案には「できるだけ多く」とか、あるいは「ほぼ完全」とか「なるべく」とかというふうな非常に不確定な言葉があるのだから、これを一つもう少しはっきりした言葉にしたらどうか、こういう言葉がありました。私は計画経済の立場と、それから自由経済の立場からこういうような言葉が出てきたのじゃないか、こういうふうな考へるのでありますけれども、私はこの基本法を進める上、たとえば第八條の場合において、先日質問をしたお答えには、相当数字的に表現をするのだ、この長期の見通

しは相当数字的に表現をするのだ、こういうお話があつたわけですが、それで数字でもって表現をされると私は「ほぼ完全」とか、あるいは「なるべく」とか、そんなふうなことはこれは出てこないのではありません、やはり的確な表現と、こういうことにならうと思ひます。そのような意味で長期の見通しといふことを、私どもの方の見方からすれば、相当これは具体的なもの、数字をもつて表現をする、こういうことになりますと、私どもがある程度想定をしておるところの計画と相当近寄つたものが出てくるのじゃないか、あるいは、この点とぐらゐの開きがあるかといふことをお聞きするわけには参りませんけれども、ある程度私は計画という言葉をお使いにならないうで、こういう言葉を使つた意味は十分にわかりますけれども、関連法規がたぶん出てきて、そしてそれによつてやる仕事はほとんど基本計画であるとか、あるいは何と計画というやつがみんなついてくるのじゃないか。たとえば今度出ました例の水資源開発促進法案なんかにも、基本計画という言葉が出て参ります。森林法の中にも基本計画という言葉が出てくるその他各方面のものを考へて参りますと、みんな計画という言葉が出て参るわけですから、それで関連法規その他には、そういうような言葉を平気でお使いになつておつて、そうして基本法になると計画という言葉を使はさしてしまつていく。私はこれで少し責任がないのじゃないか、国の責任をほかすために逃げていくのじゃないかと、こういうふうに考へます。この点毎度お伺いす

るようですけれども、どの程度の近似性があるか、それを一つ確かめておきたい、こう思ふわけですが。長期の見込み、それから数字的に表現をされている見込み、それから基本的な計画、そういうふうなわれわれが考へておるものは、これはびたつとその通りに当てはまるものじゃないのですから、だからそういうものの違いですが、これはそれより大きな開きがないようにも考へるのであります、そういう点についてどういふふうにお考へですか。

○政府委員(大澤融君) 倍増計画でも一つの見通しをやつておりますし、今後基準年に対して、十年後には米ですとか、大麦、裸麦、小麦、そういうものがどのくらい生産になるであらうかという見通しをしております。また基本問題調査会でも、同じように十年後の見通しをしております。私も基本法が通つた場合に、長期の生産見通し、需要見通しをしなうといふことは、大体あつたものがあつたのだといふふうにお考へただけだと思ふのです。従ひまして、これからあつたことを過去のいろいろな材料から考へるわけですから、出てきた数字というのは非常に幅の広いものだといふことは、倍増計画をこらんになられても、あるいはまた基本問題調査会の見通しをこらんになられても、そういうふうにごらんになると思ふのであります。まあ大体あつたようなものが出てくるというふうにお考へをいただければいいのだと思ひます。

○東隆君 あまりはつきりしませんが、けれども、その問題は私はこの程度にいたします。そこで、農業生産に関連をして参り

るようでもすけれども、どの程度の近似性があるか、それを一つ確かめておきたい、こう思ふわけですが。長期の見込み、それから数字的に表現をされている見込み、それから基本的な計画、そういうふうなわれわれが考へておるものは、これはびたつとその通りに当てはまるものじゃないのですから、だからそういうものの違いですが、これはそれより大きな開きがないようにも考へるのであります、そういう点についてどういふふうにお考へですか。

ますと、現行の農業協同組合は、実のところをいいますと、流通の面に非常に中心が置かれております。従って生産の方面についてはほとんどタッチしておらない。しかし相当進んだ組合では、生産の方面にも十分に考えて、そうして生産資材の配給その他も考える、こういうふうなふうにしてやっておるのではありませんから、見様によつては、ある程度自主的な生産の方面においても統制をするような形をとつてゐるところもあると思つてゐる。そういうふうなことを考へて参りますと、この農業協同組合をもう少し出して、そして自主的な統制、資本整備の増大であるとか、農業生産の調整、あるいは技術の高度化、こういうふうなもの、これらの農業生産の基盤の整備関係、こういうふうなものを主として中心になつてやるのは協同組合なんだから、だからこれをもう少し重視される必要があるんじゃないか、これを重視しないで、そして単に農業生産のいろいろな施策を掲げてみても、私は意味をなさぬと思ふのです。そんなような意味で私はこの農業生産の条項の中に、私は十二分に農業協同組合が自主的な調整をやり得る、こんなような規定をやはり入れるべきでないか。政府の案によりまして、十二条から十七条の間に、はじめて農業協同組合関係が出てきておる。総則の前の方の場合には、農業協同組合ではなくて、農業従事者及びその他の農業団体、こんなふうな表現をされておるので、これは農業協同組合ではなくて、いろいろな農業関係の団体を総括して言われておるのであつて、私はもう一步農業協同組合を、生

産の調整その他の方面にもはつきりとうたうようなことをやらなければ、ほんとうの意味の選択的拡大生産であるとか、長期の見通しのそれを円滑に進めていく、そういうふうなことはできない。こんなような気がいたして仕方がございませぬ。そこでもう少しはつきりとうたうべきでないか、こういう考え方を持っております。そのために、私はその条文を、第二条の国の施策のところ、三項くらいにして、はつきりと言つておいて、そして全般についての農業協同組合系統の力強い中心になつて、軸になつてというふうな体制を作り上げることが、農業基本法に命を吹き込むことではないか、こういうふうな考え方をいたしておるわけなんです。この点は現行の農業協同組合法に中心を置かれたかどうか知りませんけれども、流通の合理化、その他の面に農業協同組合を初めて出してきておる。こういうふうにししか考えられせんので、生産の方面における農業協同組合の役割を、どの程度にお考えになつておるのか、もし農林大臣が言われるように、農業協同組合の自主的な活動に大いに待つのだ、こういうのなら、はつきり一つ条文の中に入れた方がいい。こういう気がいたしますので、この点を一つお答えを願ひたい。

大いに働いてもらなければいかぬと思ひます。そういうことは単に協同組合だけがやる問題ではありませんけれども、協同組合が大きな役割を果たすと思ひます。それであればこそ、協同組合も含めて団体を整備して、こういう仕事をしつかりいくようにということとを二十四条にもうたつておるわけでありませぬ。また関連法律としても、協同組合の合併というふうなことにつきまして、あるいはその他の改正も問題として取り上げて御審議を願つておるわけでありませぬ。

東隆君 その問題は、私たびたび質問して相済みぬように思つてゐるのですけれども、しかし生産と流通、これは非常に切つても切れない関係があるし、従つて適切な流通の面における合理的な流通を確立するためには、やはり生産の面も十分に考えなければならぬ。この面から私はまず始めなければならぬ。だから私からしろの方だの前の方に、単に農業団体、こういうふうな規定をされておられますけれども、これでは私は非常に弱過ぎると思ふ。だからやはり農協を中心にしてやるような態勢を一つ作る必要があるんじゃないか。こういう考え方をいたしておるわけでありませぬ。第十二条の実条は、小林委員が、非常に何か意味がわからぬ、こういうふうなお話がございませぬ。私もこれを読んで相当疑問を抱いておるわけなんです。それで私どもの方は、この条文に関連をして、農畜産物の流通の合理化等とそれから市場の整備、それから農業用資材の生産費及び価格の引き下げの問題、それから農業用資材の協同生産の助長、こんなような項目に分けて、そして相当個々の問題を

取り上げておる。政府の案を読みますと、たとえば農産物取引の近代化、こういう問題は意味がはつきりして参らぬのです。一体どこでおやりなるのか見当もつきませんが、この問題、それから農業関連事業の振興、こういうふうなもの、それから農業協同組合が出資者等になるのは、これは共同会社のようなものをお考えになつておるのか、これもどうも見当がつかせませんし、どういふような意味をここに持たしているのか、私はあくまで農業協同組合が参加をするとか、役員を送るとか、そういうふうな場合は、生産者農民が発言権を確保する、こういうふうな意味で私はやるべきでないか、こういうふうな考え方を持つて、私どもの方はそういう意味を置いておるつもりでありますけれども、政府の案を見ますと、どこか途中でもつてはなはだ言葉が過ぎますけれども、ほけておるような、そんな感じがいたして仕方がないであります。そこで今申し上げましたような言葉ですね。その意味を少し解明をしてみたら、この第十二条をはつきりさせていたきたい。こう思ふわけなんです。

政府委員(大澤融君) 一つは、農産物取引の近代化ということと思ひますが、これは取引のやり方と構ですとか、あるいは取引の市場を開放するとか、あるいは市場を整備するとか、農産物の規格や、検査の制度を整備するとか、あるいは取引の近代化という近代的な意味でございませぬ。その次の農業関連事業の振興、これは小林委員からもお話がありました点

でございませぬ。農産物の加工でございませぬとか、あるいは農業資材の生産、あるいは農産物の、また農業資材の販売等とか、農業に関連いたしまして、農業の発展のためには、その発展が必要だというふうな事業を振興していく、こういうことではないかと。次の農業協同組合が出資者等となつてということではないかと、これは制度的に農業協同組合会社というふうなものを考へて新設するということまでは、今は考へておりませんで、出資者になりましたら、あるいは、先生おっしゃられたように、役員を出すとか、あるいはまた、その会社が、事業が作つた品物を長期的に協同組合が買取り、あるいは農民が生産したものを原料として長期的な契約でそこに売戻すというふうな関係がある場合には、これは、という意味でございませぬ。

東隆君 農産物取引の近代化ですね。これは、この問題は、前のいろいろな農林大臣の説明では、たとえば流通の過程においていろいろ卸売市場その他の数字、そういうふうなものも十分に考へなければならぬ、いわゆる例の見通しの場合は、そういうふうな点、それから農産物取引所、あるいはそういうふうなものを話してあります。しかし私は、そういうものもろくにこれに関連しては思ひませんが、農産物の検査制度であるとか、それからそういうふうなことを、農産物取引の近代化ですか、私は何かそれならもう少し具体的に書いてもいいように思ひますが、何か別な意味を持っておるのじゃないですか。これ全然切れてゐるわけですね。農業協同組合系統の販売、こゝで言いますと、(農業協同組合)と総称する。

政府委員(大澤融君) 一つは、農産物取引の近代化ということと思ひますが、これは取引のやり方と構ですとか、あるいは取引の市場を開放するとか、あるいは市場を整備するとか、農産物の規格や、検査の制度を整備するとか、あるいは取引の近代化という近代的な意味でございませぬ。その次の農業関連事業の振興、これは小林委員からもお話がありました点

でございませぬ。農産物の加工でございませぬとか、あるいは農業資材の生産、あるいは農産物の、また農業資材の販売等とか、農業に関連いたしまして、農業の発展のためには、その発展が必要だというふうな事業を振興していく、こういうことではないかと。次の農業協同組合が出資者等となつてということではないかと、これは制度的に農業協同組合会社というふうなものを考へて新設するということまでは、今は考へておりませんで、出資者になりましたら、あるいは、先生おっしゃられたように、役員を出すとか、あるいはまた、その会社が、事業が作つた品物を長期的に協同組合が買取り、あるいは農民が生産したものを原料として長期的な契約でそこに売戻すというふうな関係がある場合には、これは、という意味でございませぬ。

東隆君 農産物取引の近代化ですね。これは、この問題は、前のいろいろな農林大臣の説明では、たとえば流通の過程においていろいろ卸売市場その他の数字、そういうふうなものも十分に考へなければならぬ、いわゆる例の見通しの場合は、そういうふうな点、それから農産物取引所、あるいはそういうふうなものを話してあります。しかし私は、そういうものもろくにこれに関連しては思ひませんが、農産物の検査制度であるとか、それからそういうふうなことを、農産物取引の近代化ですか、私は何かそれならもう少し具体的に書いてもいいように思ひますが、何か別な意味を持っておるのじゃないですか。これ全然切れてゐるわけですね。農業協同組合系統の販売、こゝで言いますと、(農業協同組合)と総称する。

政府委員(大澤融君) 一つは、農産物取引の近代化ということと思ひますが、これは取引のやり方と構ですとか、あるいは取引の市場を開放するとか、あるいは市場を整備するとか、農産物の規格や、検査の制度を整備するとか、あるいは取引の近代化という近代的な意味でございませぬ。その次の農業関連事業の振興、これは小林委員からもお話がありました点

が行なう販売、購買等の事業の発達改善、このコンマが入つておるのです。そして「農産物取引の近代化」、……、この「農産物取引の近代化」というのは、「農業協同組合又は農業協同組合連合会が行なう販売、購買等の事業の発達改善」に引っかけつてくるわけですね。

○政府委員(大澤融吉) 協同組合またはこれが「行なう販売、購買等の事業の発達改善」、そこで切れるわけですね。

○東隆君 そうすると、これは、もし簡単に書くとすると、「農産物の流通の合理化及び加工の増進並びに農業資材の生産及び流通の合理化を図るために、左のようなことをする。」とかりに書いて、「一、農業協同組合または農業協同組合連合会が行なう販売、購買等の事業の発達改善、二、農産物取引の近代化、三、農業関連事業の振興、四、農業協同組合が資材等となつて農産物の加工または農業資材の生産の事業の発達改善、」こういうふうな表現になるわけですか。

○政府委員(大澤融吉) そういうことです。

○東隆君 私は、はなはだこれは相当いろいろな広範なものを含んでおるの、なかなかこれを読んだだけで理解ができないと思ひますので、これはもう少し何とかわかりやすくしていただきたいような気がするわけですね。

それからその次に四章の方に入りますが、先ほど福島の話で申しました、「できるだけ多くの」、「ほぼ完全に」、それから「なるべく」というような非常

に不明瞭な言葉がある、こういうたのは、これは第十五条と第十六条にその言葉があるわけですね。私は、農業構造の改善というふうな、そういうふうな問題をひきつけておる場合に、もう少しこはほんとうに明確な、明確な表現をお使いになつた方がいいのじゃないか、この私は考えております。そこでこの十五條で「家族農業経営が自立経営」と、こうして、自立経営をカマコして定義をここに下しておられるのでありますが、自立経営というものは、私は簡単に言えば、ここでは農業だけを意味しておるようによさるものでありますけれども、そうだとすると、農業の粗収入から農業の狭義の経営費だけを差引いた農業所得でもって農家が生活ができ、多少の蓄積ができるような農家が私は自立農業と、こういうふうな考えますが、そういう意味にこの自立経営というものを理解してよろこびますか。

○政府委員(大澤融吉) 自立経営と申しますのは、農業だけでせういう、他と均衡のとれるような生活ができるような所得が得られる、こういうことではないかと。

○東隆君 そうすると、ここで定義を下されておるような意味ですと、「ほぼ完全に」という言葉がありますけれども、家族構成、それから経営面積、そういうふうなものをほぼ想定をされておるのじゃないのですか、この書きっぷりでありまして。そうじゃないのですか。

○政府委員(大澤融吉) 「ほぼ完全に」と申しましたのは、農業というものは、年間三百六十五日全部働くと

うわけにいかないもので、先ほどの話にも出ましたように、二百五十日程度ということもございまして。そこで、そういう以外のときには、他の仕事をすると、そういうこともあり得るわけ、そういう意味で、「ほぼ完全に」と、こういつたわけでございます。

○東隆君 そうすると、一〇〇%近くまで農業に従事をする、そうしてごく少数はほかの仕事に従事してやるのだ、農業所得では生活ができない、しかし農外所得によつては生活ができるのだ、こういうふうなものも自立経営と、こういうふうにお考えなんですか。

○政府委員(大澤融吉) まあ基本問題調査会でも、一町五反層の程度が自立経営に近いものだ、こういうことを言つておられますけれども、自立経営といえども、今申し上げましたように、農業収入というものはあり得るわけですね。しかし大体そういうものを考えなくとも、農業の所得だけで均衡がとれるようなもの、こういうことではないかと。

○東隆君 私どもの方は、実は兼業農家の場合ですね、兼業農家の場合を考えたときに、兼業農家というものは、俗に飯米農家といわれておる。それで、飯米農家は非常に生産が低いのです。低位の生産農家です。そこでこういう農家をたくさんこしらへること、は、国のためにもあまりいい方法でない。こう考えますので、そこで、その兼業農家を一つ高位の生産農家にするためにはどうしたらいいか、こんなふうな考え方で、実のところを申し上げますと、その人が、その兼業農家が、その土地から所得を上げておつた程度以上の所得が上がるようなふうに耕作がで

きるような態勢を作ればいいじゃないか、そのためには生産農業協同組合のよりなものを作つて、そしてその耕地を高度に利用するとか、こういうようなことによつて十分にその兼業農家を差うことができると同時に、高度の生産を上げる、そんな態勢を作ればいいじゃないか、こういうふうな簡単な考え方でありますけれども、そういうことを考へて生産農業協同組合、こういうのを考えたわけですね。これは私はある意味においては兼業農家を解消することにもなるし、それから相当な効果を上げるようなことにもなるかと、こう考へておりますが、その場合には、農業によつて自立というわけにはいきません、そのものは、しかし協同組合の単位の一つの経営単位としての自立という方面にはこれは十分に役立つと思ふのです。だから私は自立経営というものを、個々の家族農家を中心にしてお考えになつておるから私は問題になるんで、今後生産農業協同組合であるとか、農業法人というふうなものができるのではありませんから、従つて自立経営というものはそういう意味でなく、私はそういうふうな共同経営をやつておるものの経営単位が自立できると、こういうふうな広義に解釈をした方が、個々の自立経営というものは、私はこの農業基本法を作つて、そうして協業の促進その他を進めていくんで、私は、私はそういうふうな意味からいって、そういう見方をされた方がいんじやないか。それでここでは家族農業の自立と、こういうことを言われけれども、私はもう一步広義に解釈を

して、自立経営というのは、共同経営の単位においても自立ができるんだ、こういうふうにお考えにならぬければ私は目的を達しないんじゃないかと、こういうふうにお考えますが、この点はどうですか。

○政府委員(大澤融吉) ここで言つております自立経営というのは、家族農業経営としての自立経営ということをやつておるわけでありまして。そこで、これはもうしばしば農林大臣等からお話があつた点でありますけれども、そういう自立経営になりがたいものがあるわけですね。他の兼業所得によつてでなければ生活ができないというものがあつたわけですね。そういうものは協業というよりな形で農業の面では生産性をさらに上げていくと、農業から出る所得も上げていくというこの指導はちろんやるわけですね。そういうことによつてさらに兼業のための条件も出てきて、兼業収入もよけいになるというところで自立経営と同じような生活ができるようにということを考えておるわけですね。そういうものを自立経営と呼んだらどうかというお話だと思ひますが、ここではそういうものは自立経営と呼ばないで、家族農業経営について自立経営ということを考えておるわけですね。

○東隆君 私は自立経営になり得ないもの、それが十分に立つていけるような、そういう姿に作り上げれば、私は満足せざるやなぬと思ふ。だから共同経営、生産農業協同組合等を作つて、そうしてそれがあつた程度の経営単位で、それは面積だけじゃないですよ、資本を投入してそうして農家の部

面も入れるだろうし、いろいろなことをやるかもしれない。そうしてその経営の単位でもってこれが自立できる、そういうものも含めてお考えになった方が、農業基本法の目的にかなるのじゃないか、こう思うわけです。それで個々の農家も家族農業が自立できるのだと、こういう面でも非常に私はむずかしい問題が起きてしまっているという形が、それで政府の言われる協業という形を持ってきて、そうして自立農業とか自立経営になる、こういう形を考えた方が私はいいと思うのですが、これはそういうふうに読みかえてもそんなに不都合な気がしないのです。この第十五条をそういうふうに読みかえても、その自立経営というものを、自立してない家族農業経営、それが自立経営になるように育成する、こういうふうにしてある。この自立経営というのは家族農業経営を近代化したら、普通の今までの生活とそれから経営とがごちゃごちゃになっているのが私は完全に分離されて、そうして経営と生活が分離する、そういうふうになつてくるのです。その経営というのは、私は必ずしも共同経営のような形態とそんなに違わないものだ、経営という面が。だから家族農業経営の近代化という言葉を今の家族農業そのものをずっと変わらない形のものだ、こういうふうにお考えになれば違つて参りますけれども、私は家族農業経営を近代化したら、これは生活とそれから経営は完全に分離する。だから分離された形態の経営という部分と、それから何人かが共同してやっているとこの経営は、これはそう違つたものでない。ことに五人くらいでもってやつて

おる経営というものは、経営が分離されるのに比較してそんなに違つたものにならぬ。そういうふうにする、私はここで自立経営というものを農家が自立していいという、そういうふうな解釈をしないで、農業で自立できるのだというふうな解釈をすれば、私はそんなに大きな区別がつかない、こう考へるのですが、この点はどういふお考えですか。この前もお聞きしたけれども、経営とそれから生活というものと、家族農業経営を近代化するという言葉を真正面から考えれば、私は企業的な農業経営というものを移行するのだらう、こう考へるわけです。そうすると経営と生活というものは分離する。だから農業経営を共同でもって、五人くらいでもってやるのとそんなに違わない、そういうことが考えられるのですが、この点どういふふうに割り切つておられますか。家族農業経営の近代化で、政府のいわれるように私は、いつも政府はもうかる農業という語彙がありますけれども、そういうことをねらっているのだ、そう考へてみると、私は、だんだん経営と生活が分離されて、ことに専門の養豚をやるとか、養鶏をやるとかというふうになつてきたら、完全に経営と生活と分離される、そういう点についてどうですか。経営という面を中心にして考へると、そちらの方が自立経営の面を考へているのですが、私はその面にはそんなに大きな開きをつける必要はないと思ふのです。非常に広大なものに、大きなものになればこれは別ですよ。だからその点私はそんなに区別立てをし、そうして家族経営を踏襲していくという、そういう考へ方は経営の近代

化にはならない、こういう気がしてならないのです。この点は、落ちつくところは一体どこに落ちつかせるつもりか、一つお聞かせ願ひたい。

○政府委員(大澤融吉) 御質問の意味私取り違へておたらば申しわけないのですけれども、私の理解した限りでお答えいたしますと、基本法の考へ方としては、家族経営と協業、この二つのことをいっておるわけです。その家族経営というものは、近代化してできるだけ多くのものを自立経営にしていくということをごさいます。経営と生活というものを考へます場合に、家族経営の中でも経営管理というよりなことが、はつきりした形を整えて参りますならば、経営単位としての農家、消費単位としての農家というふうな分離が行なわれるということはある得ることだと思ひますけれども、その農家経営という形での農業から得た所得で生活をするという意味で結びつきがあるわけで、極端な場合、協業経営というふうなことを考へた場合、農家の人たちの生活と経営というものは完全に分離されるわけでありましようけれども、農家経営の場合でも、経営管理というふうなことが整備されてくれば、そういう形はあり得るということには言えるのじゃないか、こう思ひます。

○東隆君 落ちつくところを一体どこにお考へになつておるのか。経営と生活とを分離しない形のものを中心にお考へておるのか。自立経営という場合は、私は自立経営というものは、経営と生活とを分離して、そうしてやつていくやり方じゃないかと思ふのです。ことに選択的拡大生産というふうなことを中心にしてやりますと、非常に換金作物農家がふえて参ります。食糧を作らない農家というものができてくるわけでありますから、従つて今までの情勢と非常に変わつてくる。だから、農家の大部分は水田を作るからというわけで、生活とごつちやにしておるといふなんですけれども、私は近代化という言葉を使つてやる場合に、これは相当はつきりさせて自立経営という場合には考へていかなければならぬと思ひます。そうすると、小さな五人くらいでもって協業をやつておる経営、これは生活とは完全に分離されますから、それから自家の場合においても、専門的な農業をやるから完全に分離される。だから私は分離されることを前提においておるわけなんです。だから何か小売商のよう、自分のところに売つて計算のできないような、そんなやり方をやるような農業、そんなことをお考へになつておるのじゃないかと思ふ。だからはっきり分離して、そうしてやるのだとするならば、自立経営というものは、小さな生産農業協同組合のようなものと、それから自立的農家の単位の一つでもってやつておる経営、これの区別というものはそうつかないような形になる、こういう気がするわけなんです。農業所得によつて生活をするのですから。だから共同経営の場合におけるものも生活をするのです。だから私はそういう意味で、おのずからそんなにその区別をつけないでいいんじゃないか、こう考へておるわけです。それをおまわり載然と分けられると、何だかこういう農業基本法の中の家族農業

経営というよりなものが古めかしいものになつてくるのじゃないかという感じがして仕方がない。そういうことを望んでおるのじゃない。そういう感じがいたしますから、これは何回お聞きしても結論は出ないようだけれども、私の質問の仕方が悪いかもしれませうけれども、しかし企業的な農業をお考へになつておるとするならば、生活と経営を完全に分離した方がいい。それから経営というものを、自立経営というものを考へるならば、私は共同経営の形、経営の単位から考へるものも、それから個々のものも、これは同じだ、こういうふうな気がして仕方がない。だからそんなに大きな区別をする必要はないでしよう、こういう見方をしています。

○委員長(藤野繁雄君) 本日はこの程度にいたし、散会いたします。

午後五時十八分散会

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、漁業権存続期間特例法案(予備審査のための付託は三月十三日)

一、急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は五月十八日)

五月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

一、農林中央金庫法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則（第一条―第三条）」を「第一章 総則（第一条―第三章の二） 家畜の改良増殖」に改める。

第三章の二 家畜改良増殖審議会（第三十二条）

第三十二条の五（第三十二条の五）に改める。

第三章 家畜人工授精（第三十一条―第三十二条）

第三十一条（第三十一条）を「第三章の二 家畜改良増殖審議会（第三十二条）の二（第三十二条の五）に改める。

第三十二条の六―第三十二条の十一）に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 家畜の改良増殖に関する目標等

（家畜改良増殖目標）

第三条の二 農林大臣は、政令で定めることにより、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び政令で定めるその他の家畜（次章及び第三章を除き、以下単に「家畜」という。）につき、その種類ごとに、その改良増殖に関する目標（以下「家畜改良増殖目標」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 家畜改良増殖目標は、家畜の能力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標を定めるものとし、その期間における家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即するものでなければならない。

3 農林大臣は、家畜改良増殖目標を定めようとするときは、家畜改

良増殖審議会の意見をきかなければならない。

（都道府県の家畜改良増殖計画）

第三条の三 都道府県知事は、家畜につき、その種類ごとに、家畜改良増殖目標に即し、当該都道府県におけるその改良増殖に関する計画（以下「家畜改良増殖計画」という。）を定めることができる。

2 家畜改良増殖計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 家畜の改良増殖の目標

二 計画の期間

三 種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜の雄で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

四 前号に規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設その他の家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項

五 家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項

六 講習会、共進会等の開催その他の家畜改良増殖技術の改良及び普及に関する事項

七 その他家畜の改良増殖を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めようとするときは、畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見をきかなければならない。

4 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三条の四 国は、都道府県知事が前条第一項の規定により家畜改良増殖計画を定めた場合には、当該都道府県に対し、国の所有する優良な資質を有する家畜の貸付けその他当該家畜改良増殖計画の実施に必要な援助を行なうように努めるものとする。

（家畜改良増殖目標等と家畜の改良増殖のための措置）

第三条の五 農林大臣又は都道府県知事は、次条第三項の家畜の血統、能力及び体型による等級に係る基準又は第二十七条第一項の規格を定め、その他次章から第四章までの規定を実施するに当たつては、それぞれ、家畜改良増殖目標又は家畜改良増殖計画に即し、その達成に資することとなるように努めるものとする。

第四条の見出し中「種付け」を「種付け等」に改め、同条第一項中「種付け」を「種付け又は家畜人工授精の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）の採取」に、「種付け」を「種付け又は家畜人工授精用精液の採取」に改める。

第五条の見出し中「種付け」を「種付け等」に改め、同条中「種付け」を「種付け又は家畜人工授精用精液の採取」に改める。

第九条第一項中「種付け」を「種付け」に改め、同条第二項中「種付け」を「種付け及び家畜人工授精用精液の採取に関する事項」に改め、同条第四項中「種付け」を「種付け」に改め、若しくは精液採取証明書を「若しくは精液採取証明書」を削り、「家畜人工授精の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）を「家畜人工授精用精液」に、「精液採取に関する証明書」を「精液採取に関する証明書」に改める。

第十条中「精液採取証明書」を「精液採取に関する証明書」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

4 第二項但書の場合には、当該家畜人工授精師は、当該家畜人工授精用精液の注入を受けた雌の家畜の所有者から精液採取に関する証明書を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第二十二條第二項中「採取に関する証明」を「精液採取に関する証明書」に改める。

第三十二條中「第十五条の家畜人工授精師」を「第十三条第二項の家畜人工授精用精液証明書、同条第四項の精液採取に関する証明書、第十五条の家畜人工授精師並びに第二十二條第二項の授精証明書及び精液採取に関する証明書」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 家畜登録事業（家畜登録事業に係る承認）

第三十二條の二 家畜につき、その血統、能力及び体型を審査して一定の基準に適合するものを登録する事業（以下「家畜登録事業」という。）を行なうとする者は、省令で定める手続により、当該事業の実施に関する規程（以下「登録規程」という。）を定め、これにつき農林大臣の承認を受けなければならない。

2 登録規程においては、次の各号

に掲げる事項を定めなければならない。

一 登録する家畜の種類

二 登録の種類及び方法

三 審査の基準に関する事項

四 登録手数料に関する事項

五 家畜登録簿に関する事項

3 家畜登録事業を行なう者（以下「家畜登録機関」という。）は、登録規程を変更しようとするときは、省令で定める手続により、農林大臣の承認を受けなければならない。

4 農林大臣は、登録規程につき第一項又は前項の承認の申請があつたときは、当該登録規程又は当該変更後の登録規程の内容が、家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合を除き、その承認をしなければならない。

5 家畜登録機関は、家畜登録事業を廃止しようとするときは、省令で定める手続により、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

（国の援助）
第三十二条の三 国は、家畜登録事業の公正な運営を確保するため、家畜登録機関に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

（必要措置命令）
第三十二条の四 農林大臣は、家畜登録機関の業務がその登録規程に違反すると認めるときは、当該家畜登録機関に対し、期間を定めて、その業務運営の改善に関し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

（業務の停止命令）
第三十二条の五 農林大臣は、家畜登録機関がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、家畜登録事業の業務の停止を命ずることができる。

2 第十九条第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

第三章の三 家畜改良増殖審議会

（設置）
第三十二条の六 農林省に家畜改良増殖審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（権限）
第三十二条の七 審議会は、第三十二条の三の二の二の二の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、農林大臣の諮問に応じ、家畜の改良増殖に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、農林大臣に意見を述べることができる。

（組織）
第三十二条の八 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

（会長）
第三十二条の九 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（部会）
第三十二条の十 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（政令への委任）
第三十二条の十一 この法律に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十四条中「種付」を「種付け、家畜人工授精」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林大臣は、家畜登録事業の公正な運営を図るため必要があると認めるときは、家畜登録機関から家畜登録事業に関し必要な事項の報告を求めることができる。

第三十八条に次の二号を加える。

三 第三十二条の二第一項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けないで家畜登録事業を行なつた者

四 第三十二条の二第三項の規定に違反して、農林大臣の承認を受けないで登録規程を変更した者

第四十条第一号中「第四項」の下に「、第十三条第四項」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十二条の五の規定による業務の停止の命令に違反した者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正後の第三十二条の二第一項の家畜登録事業を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに、同項の規定により、農林大臣に対し、その登録規程につき同項の承認の申請をしなければならない。

3 前項に規定する者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日（その日までに改正後の第三十二条の二第一項の承認を受けた者）を除く。

第三十四条第一項の表中

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「理事、監事各三人以上」

けた者については、その承認を受けた時、その日までにした当該承認の申請に対し承認をすることがある時。

次に掲げる事項は、その処分のある時。

4 附則第二項に規定する者については、経過措置期限までは、改正後の第三十二条の二第三項、第三十二条の四及び第三十二条の五の規定は、適用しない。

5 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

家畜改良増殖審議会
飼料需給安定審議会
重要事項を審議する

飼料需給安定審議会
飼料需給安定審議会
飼料需給安定審議会

を「理事三人以上監事二人以上」に改める。

第十一條 理事長及監事ハ定款ノ定

副理事長及理事ハ理事長之ヲ任命ス

理事長、副理事長及理事ノ任期ハ四箇年監事ノ任期ハ三箇年トス
第十一條の次に次の一條を加へる。

第十一條ノ二 理事長、副理事長、理事及監事ハ他ノ報酬アル職務又ハ營業ニ從事スルコトヲ得ズ
第十二條を次のように改める。

第十二條 農林中央金庫ニ審議委員十人以上ヲ置ク
審議委員ハ定款ノ定ムル所ニ依リ業務ノ運営ニ関スル重要ナル事項ニ就キ理事長ノ諮問ニ応ズルモノトス

審議委員ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長之ヲ委嘱ス
審議委員ノ任期ハ四箇年トス
第二十五條第二項中「農商大臣」を「農林大臣」に改める。

第二十八條及び第二十九條を次のように改める。

第二十八條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ命ジテ業務及財産ノ状況ヲ報告セシムルコトヲ得

第二十九條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ其ノ職員ヲシテ農林中央金庫ノ業務及財産ノ状況ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十一條及び第三十二條を次のように改める。

第三十一條 主務大臣農林中央金庫ノ業務ノ運営又ハ財産ノ管理ノ適正ヲ期スル爲メ必要アリト認ムルトキハ農林中央金庫ニ對シ業務ノ方法ノ制限其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 農林中央金庫法令、

定款又ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ業務ノ停止又ハ理事長、副理事長、理事若ハ監事ノ改任ヲ命ズルコトヲ得
第三十五條を削り、第三十四條中「百円以上千円以下」を「三万円以下」に改め、第二號を削り、第三號を第二號とし、第四號を第三號とし、第五號中「第十七條第一項及」を「第十七條第一項又ハ」に改め、同號を同條第四號とし、同號の次に次の一號を加へ、同條を第三十五條とする。

五 第三十一條又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ反シタルトキ
第三十五條の前に次の一條を加へる。

第三十四條 第二十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ第二十九條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル場合ニ於テハ其ノ違反行為ヲ爲シタル農林中央金庫ノ役員又ハ職員ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

附 則
一 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

二 この法律の施行に伴う農林中央金庫の定款の変更及び役員ノ選任について必要な手続は、この法律の施行の日よりも前に行なうことができる。

三 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

五月二十日本委員会に左の案件を付託された。
一、漁船海難防止の根本対策実施に關する請願(第二三三二号)
一、土地改良事業に對する國庫補助率引上げに關する請願(第二三四五号)
一、国有林野の再編成に關する請願(第二三四六号)
一、沿岸漁業振興に關する基本的法制化促進に關する請願(第二三四七号)
一、不法な捕漁船の損害補償に關する請願(第二三四八号)
一、農業災害補償制度改正に關する請願(第二四五五号)(第二四五六号)(第二四七二号)(第二四七三号)(第二四七四号)(第二五一四号)(第二五一五号)
一、民主社会党提出の農業基本法案成立促進に關する請願(第二五一六号)
一、農村計画推進対策確立に關する請願(第二五六三号)

日受理 第二三三二号 昭和三十六年五月九日
漁船海難防止の根本対策実施に關する請願
請願者 岩手県議會議長 山崎 樺三
紹介議員 谷村 貞治君
漁船の遭難事故は、近年ますます増加の傾向をたどつており、岩手県においても昭和三十五年中における事故発生件数は五百八件といふべく大なる数字に上り、百七十一人ももの尊い人命を失つてゐる有様であつて、これはもはや一日もゆるがせにできないことであるから、すみやかに官民一体となつて恒久的な海難事故防止対策を実施せられたい。とくに、(一)五十トン未満のカツオ、マグロ延縄漁船並びにサンマ漁船については、漁業経営の共同化を促進し、漁船の大形化を図り、中型カツオ、マグロ漁業の許可を付与して正常な漁業経営を実施させる等、安定操業の条件を整へること、(二)経営の共同化に伴う余剰人員の配置転換と漁船の大形化に要する建造資金の融資等をも並行して実施すること等の措置は絶対必要であると考えられるから、現行漁業許可制度及び漁船行政のあり方について再検討を加へるとともに、財政的措置を講ずる等、漁船海難事故防止の根本的対策を実施せられたいとの請願。

日受理 第二三四五号 昭和三十六年五月十日
土地改良事業に對する國庫補助率引上げに關する請願
請願者 鹿児島縣議會議長 大坪 静夫
紹介議員 田中 茂穂君
立ち遅れた農業を國の新しい農業政策にそつて向上発展させるためには、まづもつて農業生産の基礎である土地改良事業を早急に実施することが喫緊の課題であるが、本事業の実施にあつては、ばく大な事業費を必要とするため、現行の補助率では事業の実施はきわめて困難であるから、土地改良事業に對する國庫補助率引上げの措置を講ぜられたいとの請願。

日受理 第二三四六号 昭和三十六年五月十日
国有林野の再編成に關する請願
請願者 鹿児島縣議會議長 大坪 静夫
紹介議員 田中 茂穂君
国有林野の多くは、概して後進地域に偏在しており、山村には山林を持たない農家が、林業一帯化による総合農業の発展をはばんで農村を貧困にし、所得の地域別、産業別格差の一因となつてゐることは遺憾にたえない。新しい農林業経済の展望のもとに、より高度な農林業構造の展開が要請されるから、国有林野をより高度な農林業構造の一環として高度に利用することは、土地資源の最適利用の観点と地元住民の所得増大の観点との両面から強く要請されるから、国有林地は、国土保全目的の最少限度の範囲内にとどめ、それ以外の全国有林野については、農林漁業基本問題調査会林業部会等申の線に沿つて偏在解消のため、再配分措置を早急に実現せられたいとの請願。

日受理 第二三四七号 昭和三十六年五月十日
沿岸漁業振興に關する基本的法制化促進に關する請願
請願者 鹿児島縣議會議長 大坪 静夫
紹介議員 田中 茂穂君
政府は新政策の樹立にあたり、農林漁業に對してその生産性の向上と他産業との所得の均衡を目標として所要の法制化が進められてゐるが、(一)沿岸漁業の基本的性格をもつものであるなら、年次報告において政府が沿岸漁業

の進むべき方向を責任をもつて示す法的規定がなされること、(二)農業基本法に準じ、予算措置の明確な規定をなすこと、(三)構造改善策については、立地条件に応じ、沿岸を基盤とした沖合漁業の進出等についても積極的助長策を考慮すること、(四)漁業の特殊性を考慮した金融施策並びに制度を確立して漁業金融の円滑化、健全化等を図ること、(五)貿易自由化の進展に伴う水産物輸入については、沿岸漁業生産保護の立場を十分に考慮して貿易、関税政策に万全なる措置を講ずること、(六)漁業制度の整備にあたっては、沿岸漁業振興のにない手である漁協の地位とその果たすべき機能につき十分理解が払われ、漁業制度本来の姿において考慮されること、(七)就業構造改善にあたっては、いやくも将来優良労働の転出、老令、かつ劣悪労働の滞留という結果を招来しないよう十分なる考慮を払うこと等について、特に配慮の上、沿岸漁業振興に関する基本法をすみやかに実現せられたいとの請願。

第三四八号 昭和三十六年五月十日受理
不法な捕漁船の損害補償に関する請願
請願者 鹿児島県議会議長 大坪静夫
紹介議員 田中 茂穂君
鹿児島県の水産業が、李ライン設定によつてこころむる精神的、経済的打撃は、きわめて深刻なものがある。なかでも同海域において捕された漁船のうち、特殊保険未加入漁船の救済策は放置されており、被害漁業者は、再起不能の事態にたらいだつてゐる現状であるから、これらの者に対する損害補償をすみやかに措置せられたいとの請願。

第二四五五号 昭和三十六年五月十五日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
請願者 山口県阿武郡旭村大字 明木三、四二〇 滝口純
紹介議員 吉武 恵市君
農業災害補償制度の抜本的改正は、緊急に解決を要する問題であり、政府においても昨年四月、その具体化のために農業災害補償制度協議会を設置した。しかも、その答申は二月十三日に行なわれてゐるが、この答申は、広く学識経験者並びに国会議員、政党代表が参画した同協議会で慎重に検討されたものであるから、すみやかにこの答申どおりの制度改正を実施せられたいとの請願。

第二四五六号 昭和三十六年五月十五日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
請願者 静岡市御幸町二ノ八 鈴木松二
紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七八号 昭和三十六年五月十五日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(二通)
請願者 岡山市中仙道二二八 大銅殿外一名
紹介議員 森 八三三君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二四七二号 昭和三十六年五月十五日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京小堀町二ノ二四 小林良雄
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

農業災害補償制度改正に関する請願
請願者 愛媛県温泉郡重信町牛 淵五八五 山内満孝
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

第二五一五号 昭和三十六年五月十六日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
請願者 岩手県胆沢郡前城町古城字寺ノ上二二四ノ二 菅原榮治
紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第二四五五号と同じである。

請願者 茨城県西茨城郡七会村 長 阿久津鋭男
紹介議員 大森 創造君
過去五箇年にわたつて実施されてきた新農山漁村建設総合対策は、農林漁業を近代化させる上にきわめて重要な役割りを果たして近く終了しようとしてゐるが、少しく冷感に事態を省みると、農村振興へのみちは今後なお長期にわたり苦難多きことが予想され、五箇年に及ぶこの施策もまだ十分にその基礎を固め得たと言ふことはできず、さらにこの総合対策をいつそ発展させるための本格的施策を必要としてゐるから、政府はこの際構想を新たに、現在の総合対策の成果を積極的に継承し、農林漁業の近代化を志向する農村計画推進対策を確立し、全農林漁業地域に明年度から実施するより特段の配慮をせられたいとの請願。

第二五一六号 昭和三十六年五月十六日受理
民主社会党提出の農業基本法案成立促進に関する請願
請願者 福島市杉妻町民社 党控室内 遠藤修司
紹介議員 田畑 金光君
日本農業の現状に即応し真に農民生活の向上と、農業経営の安定に寄与することを目的として、立案された民主社会党の農業基本法案は、これまで農業のおわされてきた社会的経済的諸制約を、漸進的に是正し、農業、農村、農民の現実の生活と、その意志を尊重しつつ、農地改革につぐ農業改革を、この法律の実現によつて達成しようとするものにほかならないから、民主社会党提出の農業基本法案の成立促進を図られたいとの請願。

第二五六三号 昭和三十六年五月十六日受理
農村計画推進対策確立に関する請願

第三四八号 昭和三十六年五月十日受理
不法な捕漁船の損害補償に関する請願
請願者 鹿児島県議会議長 大坪静夫
紹介議員 田中 茂穂君
鹿児島県の水産業が、李ライン設定によつてこころむる精神的、経済的打撃は、きわめて深刻なものがある。なかでも同海域において捕された漁船のうち、特殊保険未加入漁船の救済策は放置されており、被害漁業者は、再起不能の事態にたらいだつてゐる現状であるから、これらの者に対する損害補償をすみやかに措置せられたいとの請願。

昭和三十六年六月一日印刷

昭和三十六年六月二日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局